

当別町
子ども・子育て支援事業計画
(案)

平成27年2月

当別町

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
第1節 計画策定の目的.....	1
第2節 計画の位置づけ.....	1
第3節 計画の期間.....	2
第4節 子ども・子育て支援新制度のねらい.....	2
1 認定こども園の普及、待機児童の解消.....	2
2 教育・保育、子育て支援の質の確保及び向上.....	2
3 地域における子ども・子育て支援の充実.....	3
第2章 当別町の子どもと子育て家庭の現状と課題	4
第1節 人口と世帯の状況.....	4
1 総人口と総世帯の状況.....	4
2 晩婚化・非婚化の状況.....	5
3 女性の就業状況.....	6
4 出生の状況.....	7
5 児童数の状況.....	8
第2節 アンケート調査結果からみた子育て環境について.....	9
1 保護者の就労状況について.....	10
2 子育ての孤立化について.....	11
3 子どもの生活の現状について.....	11
4 当別町の子育て環境について.....	15
第3節 統計とアンケートから見える課題.....	15
第3章 計画の基本的な考え方	17
第1節 計画の基本理念.....	17
第2節 施策の体系.....	18
1 計画の基本目標.....	18
2 施策体系.....	19
第4章 事業量と確保策	21
第1節 教育・保育提供区域の設定.....	21
第2節 子ども人口の見通し.....	22
第3節 幼児期の学校教育・保育の見込量及び確保策.....	24
1 見込量.....	24
2 保育所・幼稚園の現状.....	25
3 量の見込み(教育・保育).....	26
4 提供体制と確保の内容.....	27

第4節 地域子ども・子育て支援事業の見込量及び確保策.....	28
1 利用者支援事業(新規).....	28
2 地域子育て支援拠点事業.....	28
3 妊婦健診事業.....	29
4 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業).....	30
5 養育支援訪問等事業.....	30
6 子育て短期支援事業.....	31
7 ファミリー・サポート・センター事業.....	32
8 一時預かり事業.....	33
9 延長保育事業.....	34
10 病児病後児保育事業.....	35
11 放課後児童健全育成事業(子どもプレイハウス).....	36
12 実費徴収に係る補足給付を行う事業(新規).....	37
13 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業(新規).....	37
第5章 包括的子育て支援施策.....	38
第1節 施策の展開.....	38
基本目標1 安心して子どもを産み育てられる環境づくり.....	38
基本目標2 子育てと仕事を両立できるサポート体制づくり.....	44
基本目標3 子どもや子育てに優しい生活環境づくり.....	47
基本目標4 思いやりのある子どもを育てる教育環境づくり.....	49
基本目標5 子どもや子育てに関する意識づくり.....	53
基本目標6 子どもの権利を尊重する意識づくり.....	54
第2節 計画の推進体制.....	55
1 計画の推進にあたっての役割分担と連携.....	55
2 進行管理.....	56
資料編.....	57
第1節 条例.....	57
第2節 計画策定の経過.....	57
第3節 子ども・子育て会議委員名簿.....	57

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の目的

平成27年度から始まる子ども・子育て支援新制度は、平成24年8月に制定された「子ども・子育て関連三法」に基づき、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指す制度です。

当別町では、これまで平成17年4月に施行された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、「当別町子育て行動計画（前期計画）」（計画年間：平成17年度～平成21年度）及び、「当別町子育て行動計画（後期計画）」（計画年間：平成22年度～平成26年度）を策定し、子育て支援の強化・拡充に努めてきました。

しかし、このような取組みにも関わらず、少子化は進行し、その一方で、多様なニーズから、より質の高い保育サービスを求める声があがっています。

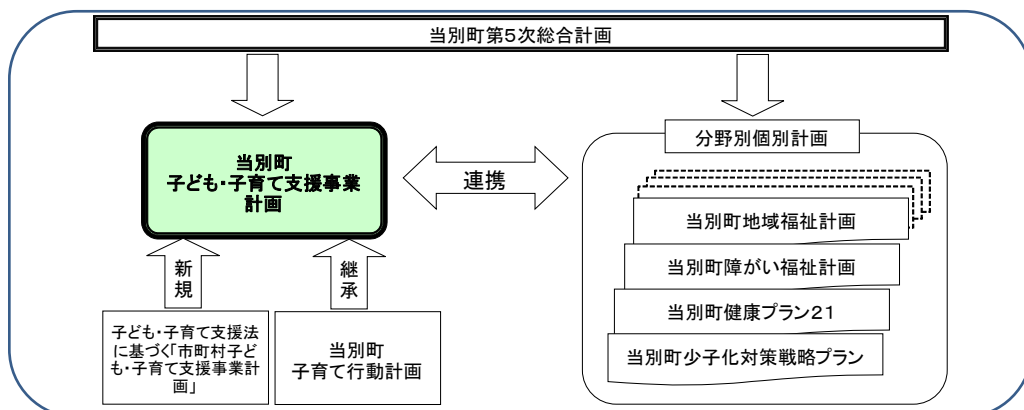
本計画は、本町における子ども・子育て支援サービスの需給量の見込みや提供方策等をきめ細かく計画するとともに、子どもやその親を始め、教育・保育従事者、企業、行政などの地域社会全体が協働して取り組んでいく施策・事業の方向を明らかにするため、策定します。

第2節 計画の位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に規定される「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、内閣府から示された「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」に基づき、「教育・保育提供区域」ごとの各年度の「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の見込量、それらの提供体制の確保内容及びその実施時期を定め、計画的に取組を推進します。

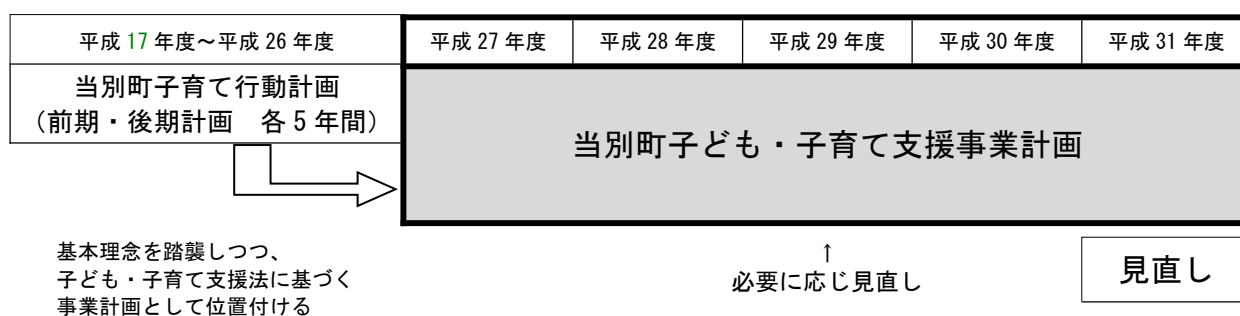
なお、当別町においては、子育て支援施策をより実効性のあるものとするため、子ども・子育て支援関連三法や児童福祉法のみならず、保健・医療、雇用、住環境など、まちづくりの中で総合的な視野で実施していくことが重要と考えることから、当別町第5次総合計画及び関連する分野別個別計画との整合・連携を図り、さらには「子育て行動計画」で掲げた各分野における施策の方向性についても、これらを踏まえ本計画で位置づけます。

本計画の位置づけイメージ



第3節 計画の期間

子ども・子育て支援事業計画は、平成27年度から、平成31年度までを計画期間とします。
 ただし、町内の需給の状態が当初の見込みと大きく乖離している場合には、適切な基盤整備を行うため、計画期間の中間年を目安として、計画の見直しを行います。



第4節 子ども・子育て支援新制度のねらい

1 認定こども園の普及、待機児童の解消

平成25年時点において、全国で2万人を超える待機児童がいることに対し、国は平成29年度末までの待機児童解消をめざし、本制度を定めました。本制度では、幼稚園・保育園・認定こども園などの教育・保育施設の提供拡大を図るとともに、保護者の選択に基づき、多様な施設や事業者から保育が受けられるよう、さまざまな事業内容が定められています。

また、認定こども園が保護者の就労状況などに関わらず子どもを受け入れ、教育・保育を一体的に提供する施設であることを踏まえ、幼稚園及び保育所から認定こども園への移行や新設整備に伴う支援を行い、公私を問わず積極的に認定こども園の普及を図ることをめざしています。

2 教育・保育、子育て支援の質の確保及び向上

すべての子どもの健やかな育ちを実現していくためには、発達段階に応じた保護者の関わり、質の高い教育・保育及び子育て支援が提供されることが必要です。そのため本制度では、保護者が子育て力を向上でき、自己肯定感をもち、楽しんで子育てができるよう関係機関が連携し子育て支援を充実するとともに、子どもの育ちを支援する者に対しては、資質・能力を向上できるよう研修及び指導助言等の支援を積極的に行うことをめざしています。

また、幼児期の学校教育・保育と小学校教育との円滑な接続を図るとともに、処遇改善などの労働環境への配慮、施設・事業者の適切な評価、不断の改善に努め、子どもを中心に据えた教育・保育及び子育て支援の質の向上を図ることも目的としています。

3 地域における子ども・子育て支援の充実

子どもが生活する場は、家庭、地域社会、教育・保育施設などと連続的に営まれており、社会のあらゆる分野の人たちが、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、子どもの育ちと親の育ちの両面から、各々が連携して支えていく必要があります。

本制度では、すべての子どもや子育て家庭の状況に応じ、子育ての安心感や充実感を得られるよう、親子同士の居場所づくり、子育て相談や総合的な情報提供などの充実を図ることをめざしています。また、良質な成育環境を保障するため、妊娠・出産期からの切れ目ない支援の視点をもって、子ども・子育て支援の充実を図ることを目的としています。

第2章 当別町の子どもと子育て家庭の現状と課題

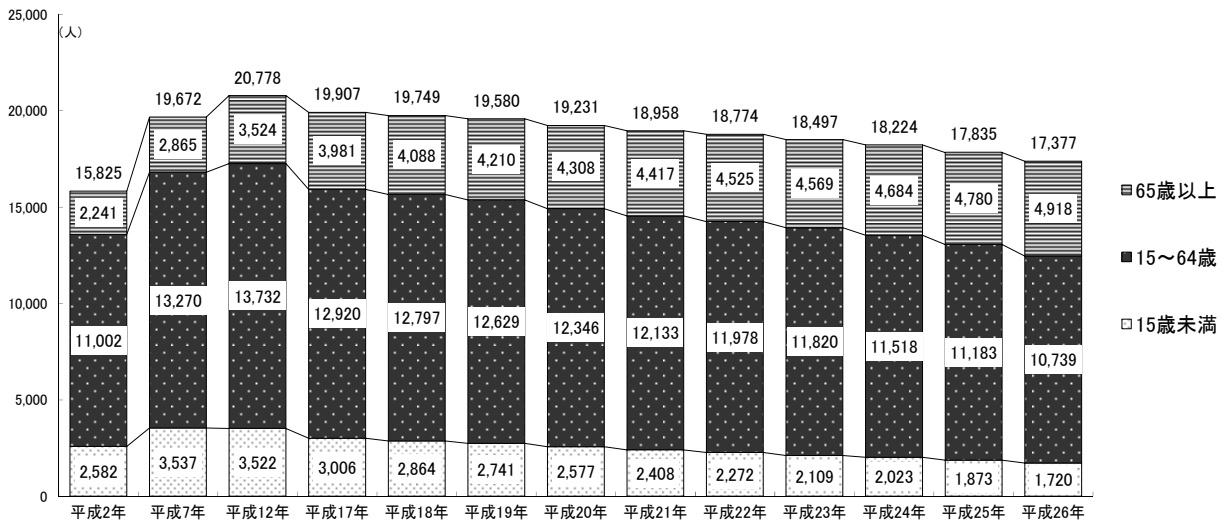
第1節 人口と世帯の状況

1 総人口と総世帯の状況

国勢調査によると、当別町の人口は平成12年にピークがあり、以後減少傾向が見られます。また、15歳未満人口は減少傾向、65歳以上人口は増加傾向になり、まさに少子高齢化の傾向が表れています。

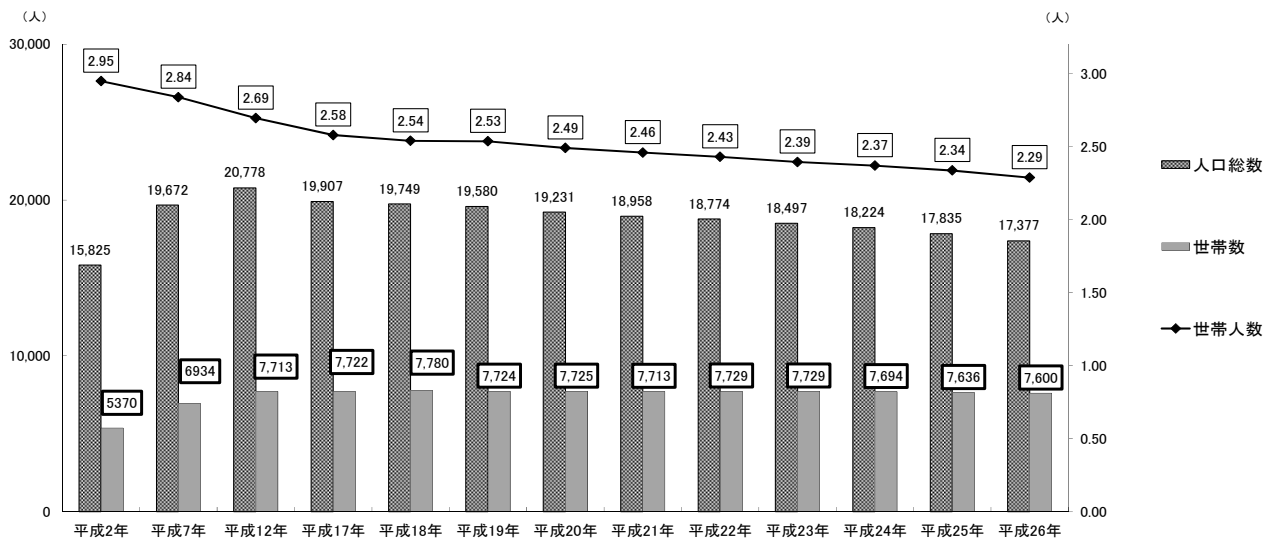
一世帯あたり人口も減少傾向が続いており、世帯の少人数化が進んでいます。

総人口と年齢3区分の推移



資料：平成17年までは国勢調査
平成18年以降は住民基本台帳(4月1日現在)

人口と世帯数の推移



資料：平成17年までは国勢調査
平成18年以降は住民基本台帳(4月1日現在)

2 晩婚化・非婚化の状況

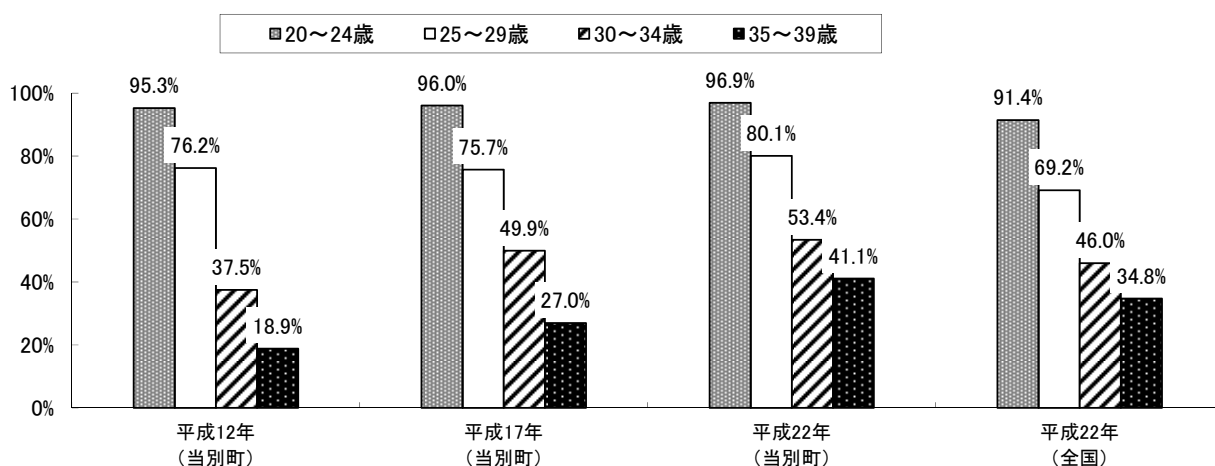
平成22年の20代、30代の未婚率（離婚した人は含まない）をみると、35～39歳の層での男性の41.1%が未婚となっており、平成12年の倍以上に上昇しています。

また、女性も、35～39歳の層で23.1%が未婚となっています。この年齢層の未婚率は、平成12年から、3倍以上に上昇しており、男女ともに晩婚化・非婚化の傾向が見られます。

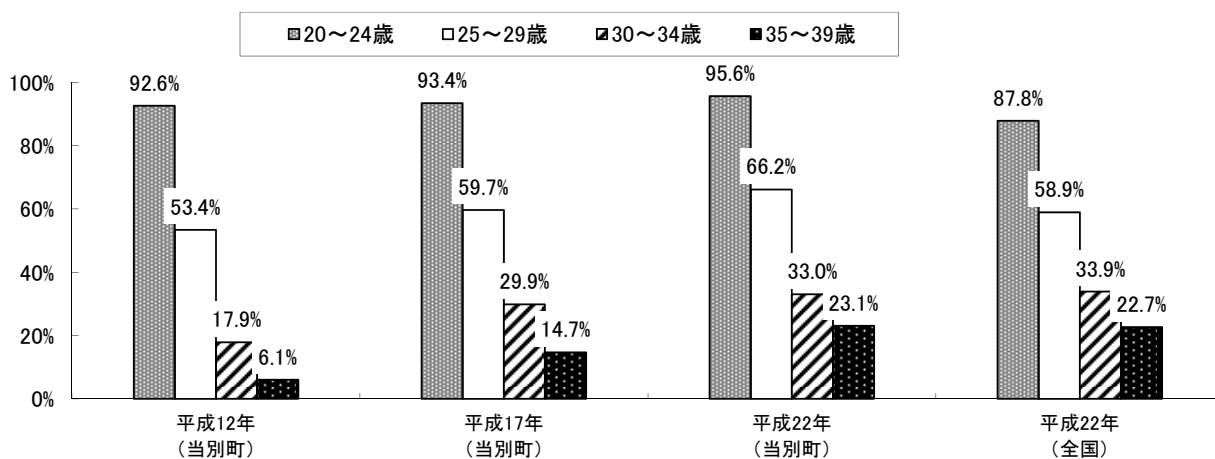
当別町は男女とも全体的に全国値よりも高い未婚率となっており、とりわけ男性でその傾向が強く見られます。

未婚率の推移

〔男性〕



〔女性〕



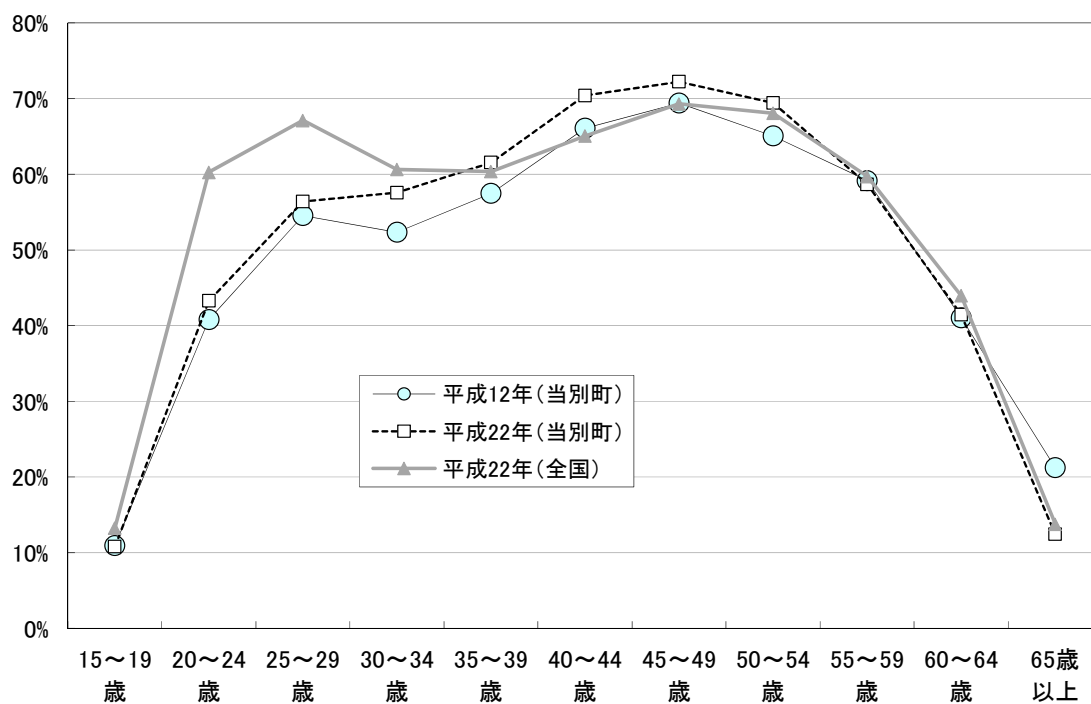
資料：国勢調査

3 女性の就業状況

平成12年、平成22年の当別町における女性の就業率の傾向を年齢別に見てみると、20～50歳台にかけて、就業率が上昇しています。

また、平成22年時点の全国値と比較すると、当別町の女性の年齢別就業率は、20～34歳にかけ全国値より低く、35～54歳にかけ全国値より高い値になっています。

女性の年齢別就業率

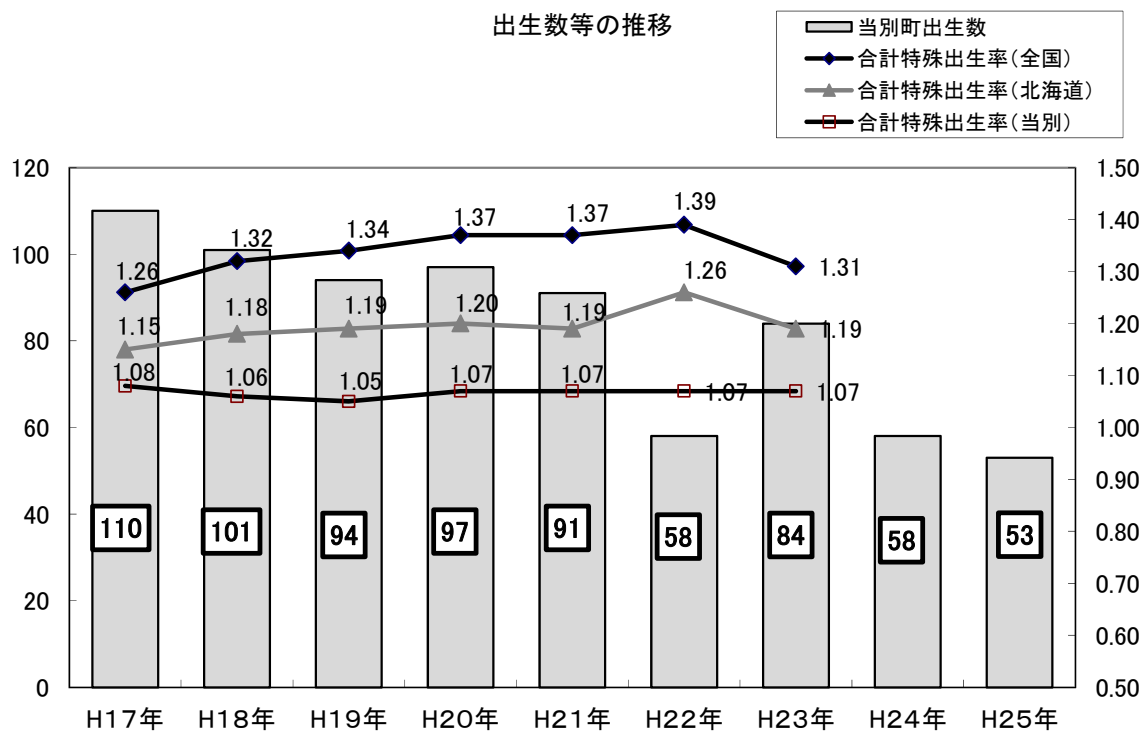


資料: 国勢調査

4 出生の状況

当別町の出生数については、平成19年に100人を下回り、平成25年には53人にまで減少しています。

また、平成24年の当別町の合計特殊出生率は1.07であり、近年横ばい傾向ではありますが、全国値、北海道値よりも低水準で推移しています。

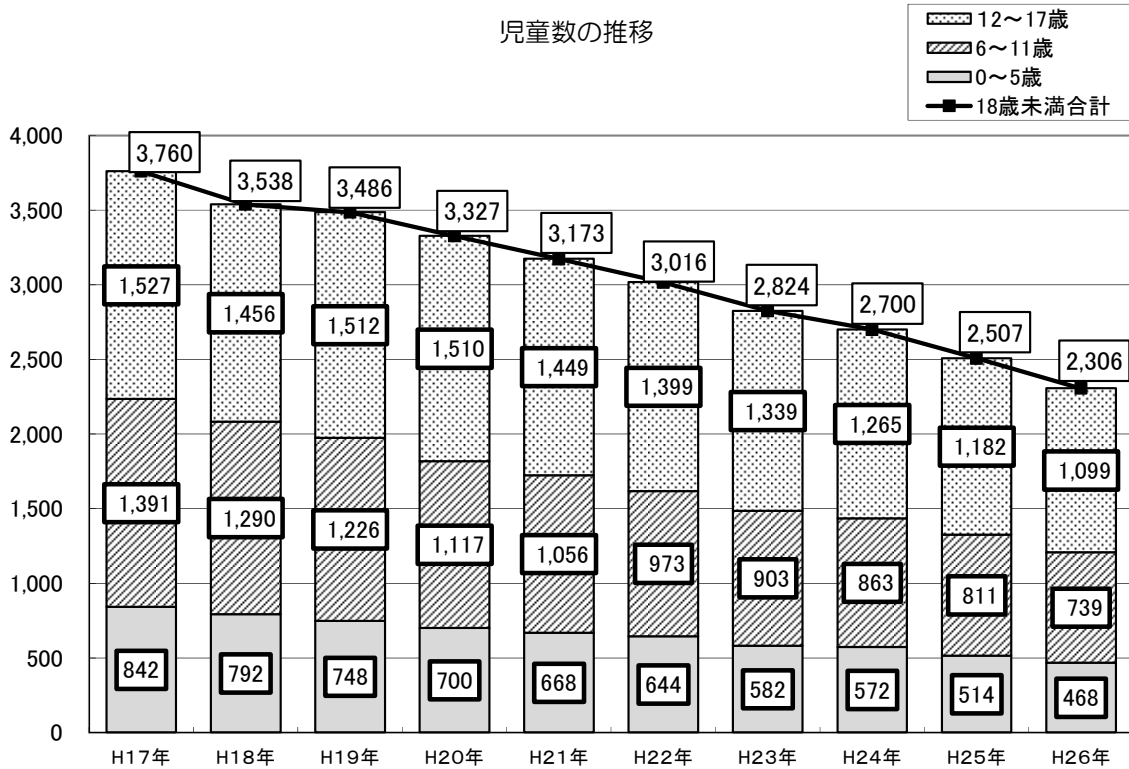


資料：住民基本台帳(4月1日現在)

合計特殊出生率は、石狩地域保健情報年報(人口動態統計)

5 児童数の状況

0～17歳の児童数は、平成26年において2,306人です。このうち、就学前児童数は468人、小学生児童数は739人、12～17歳の児童数は1,099人となっています。いずれも平成17年以降の推移で見ると、減少傾向にあります。



資料：住民基本台帳(4月1日現在)

	平成17年	平成26年	減少数	減少率
0～5歳	842人	468人	△ 374人	(△ 44.4%)
6～11歳	1,391人	739人	△ 652人	(△ 46.9%)
12～17歳	1,527人	1,099人	△ 428人	(△ 28.0%)
計	3,760人	2,306人	△ 1,454人	(△ 38.7%)

第2節 アンケート調査結果からみた子育て環境について

◇◇調査の概要◇◇

「子ども・子育て支援事業計画」の策定にかかる基礎データを得るために、家庭における子育てに対する生活実態や意識などのアンケート調査を実施しました。

調査の概要は次のとおりです。

●調査期間

平成25年12月13日～平成25年12月27日

●調査方法

調査は、国が定めた調査項目に町独自の設問を設けた調査票により実施しました。
配布・回収はいずれも郵送にて実施しました。

●調査対象者

0歳～小学6年生児童のいる町内全世帯の保護者。

●配布数・回収数

配布数	867件
回収数	398件
回収率	45.9%
対象児童数	622人

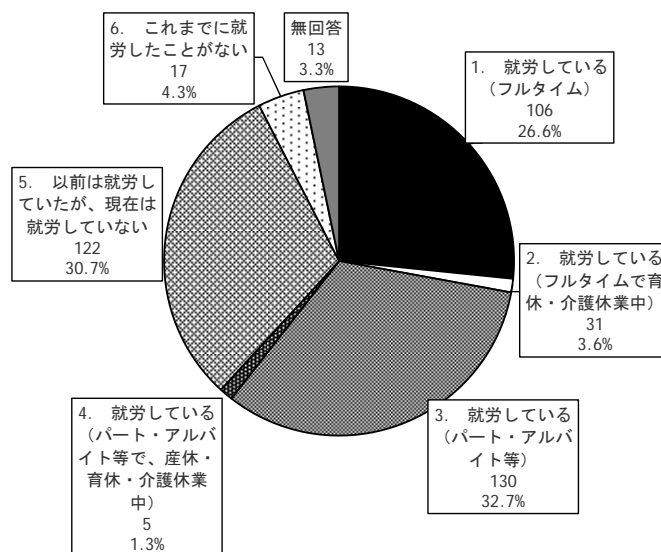
1 保護者の就労状況について

(1) 母親の就労状況

65%近くの母親が、就労中（育休など含め）と回答しています。

平成22年の国勢調査による、女性の就労率は48%程度なですので、子どもがいる世帯を対象とした本調査でのこの結果は、非常に高い割合を示していると言えます。

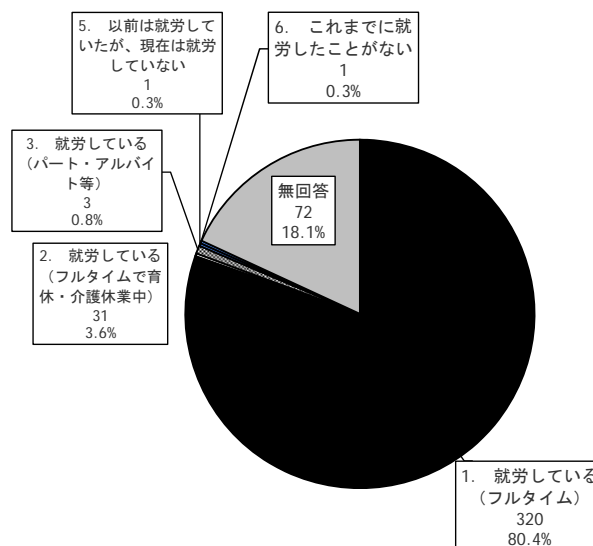
※無回答には、「父子家庭」が含まれている可能性があります。



(2) 父親の就労状況

父親については、約8割が就労おりますが、父親が育児休業を取りやすい環境の整備が依然として進んでいないことが判ります。

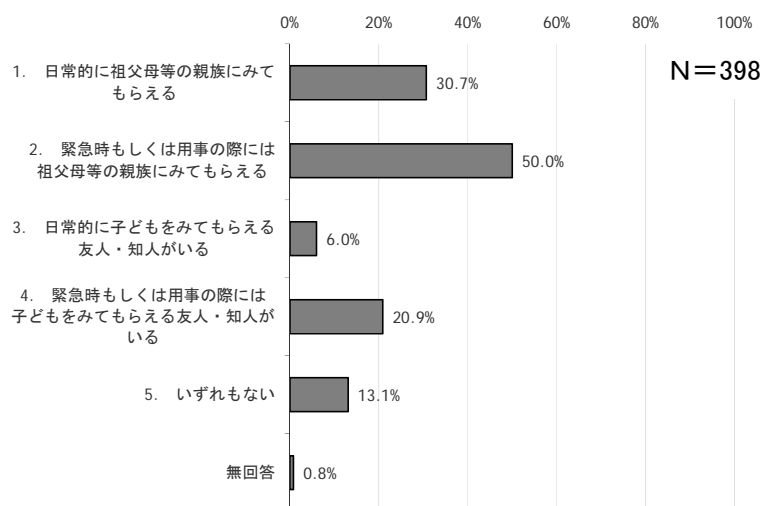
※無回答には、「母子家庭」が含まれている可能性があります。



2 子育ての孤立化について

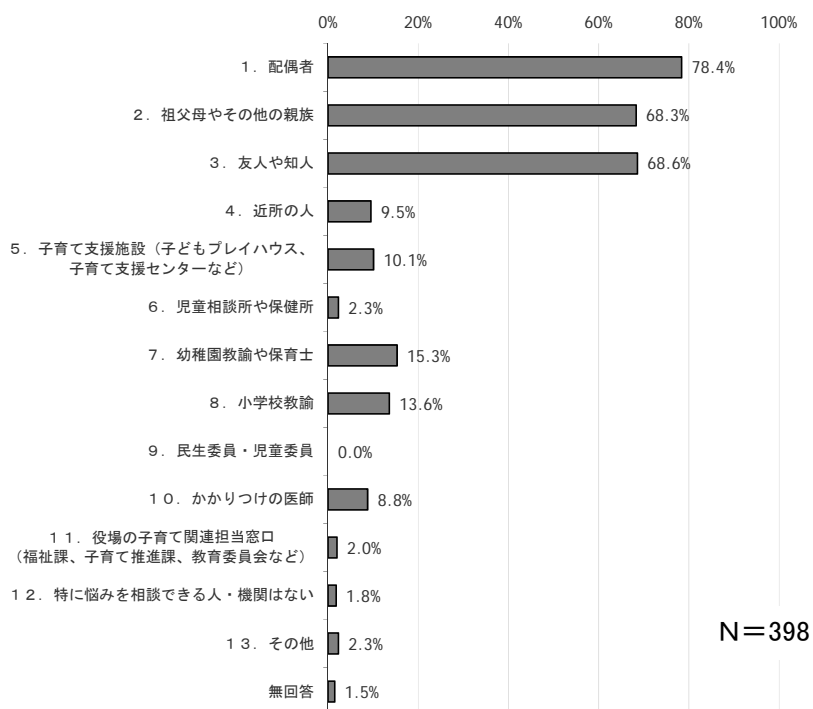
(1) お子さんをみてもらえる親族・知人はいるか

9割近い方が、親族や知人にお子さんをみてもらえる環境にある一方で、「いずれもない」と答えた方が、13.1%おられました。



(2) 子育ての悩み相談相手

約8割の方が「配偶者」を選択しています。また、親族知人を除くと、「幼稚園教諭や保育士」(15.3%)「小学校教諭」(13.6%)が同程度の割合で選択されています。



3 子どもの生活の現状について

(1) お子さんの食事の現状

ほぼすべてのご家庭において、毎日ご家族一緒での食事がされています。
また、朝ごはんもほぼすべてのお子さんが、毎日とられています。

【お子さんは、家族と一緒に食事をしているか】

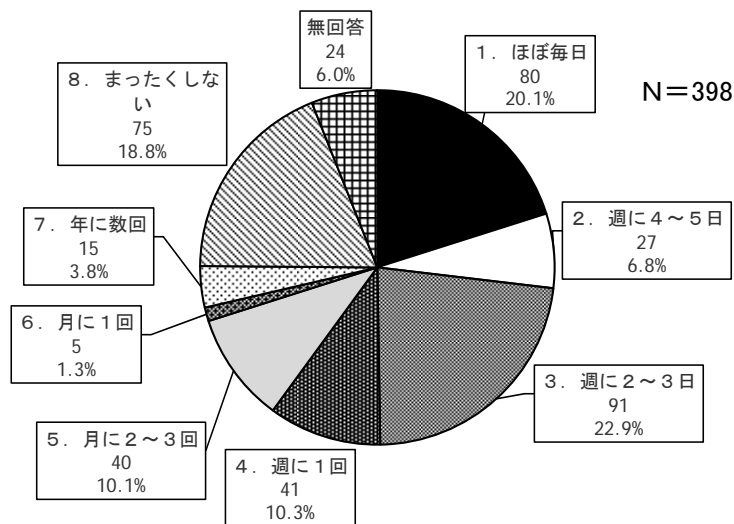
	世帯	割合
1. ほぼ毎日一緒に食事 をしている	374	94.0%
2. 週に4、5日は一緒に 食事をしている	9	2.3%
3. 週に2、3日は一緒に 食事をしている	6	1.5%
4. 週に1日は一緒に食事 をしている	6	1.5%
5. ほとんど一緒に食事を していない	1	0.3%
無回答	2	0.5%
合計	398	100.0%

【お子さんは朝ごはんを食べるか】

	世帯	割合
1. ほぼ毎日食べる	386	97.0%
2. 週に4、5日は食べる	4	1.0%
3. 週に2、3日は食べる	4	1.0%
4. 週に1日くらい食べる	0	0.0%
5. ほとんど食べない	1	0.3%
無回答	3	0.8%
合計	398	100.0%

(2) お子さんの家の手伝い頻度

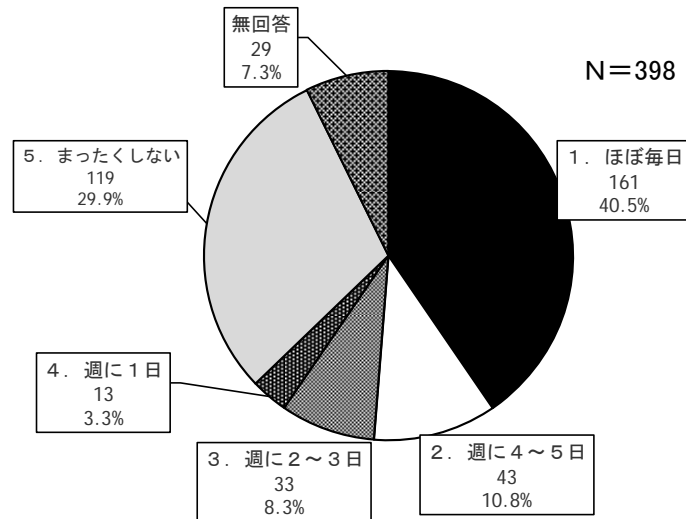
「週に2～3日」が最も多く見られましたが、「ほぼ毎日」も同程度見られます。
全体として、1週間のうちで、必ずお手伝いをする（「1.」～「4.」）お子さんが、全体の約6割を占めています。



(3) お子さんの学習頻度

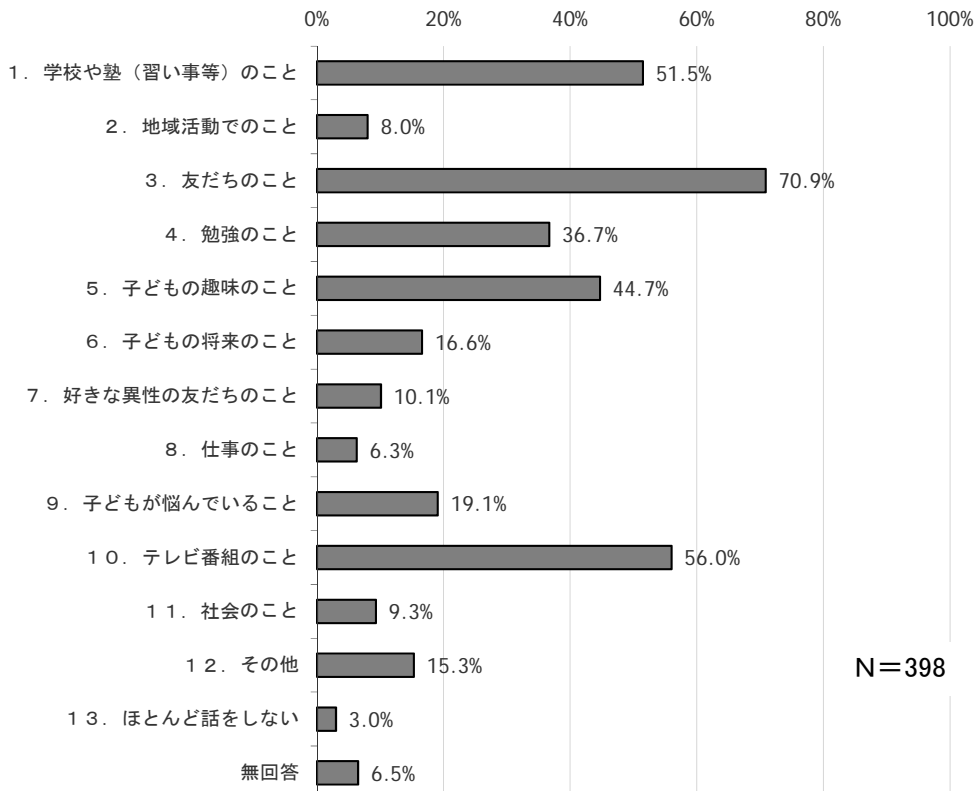
5割を超えるお子さんが、週の半分以上勉強していると回答しています。

また、1日の学習時間では、21～30分が約34%、51～60分が約25%あり61分以上という回答も約9%ありました。



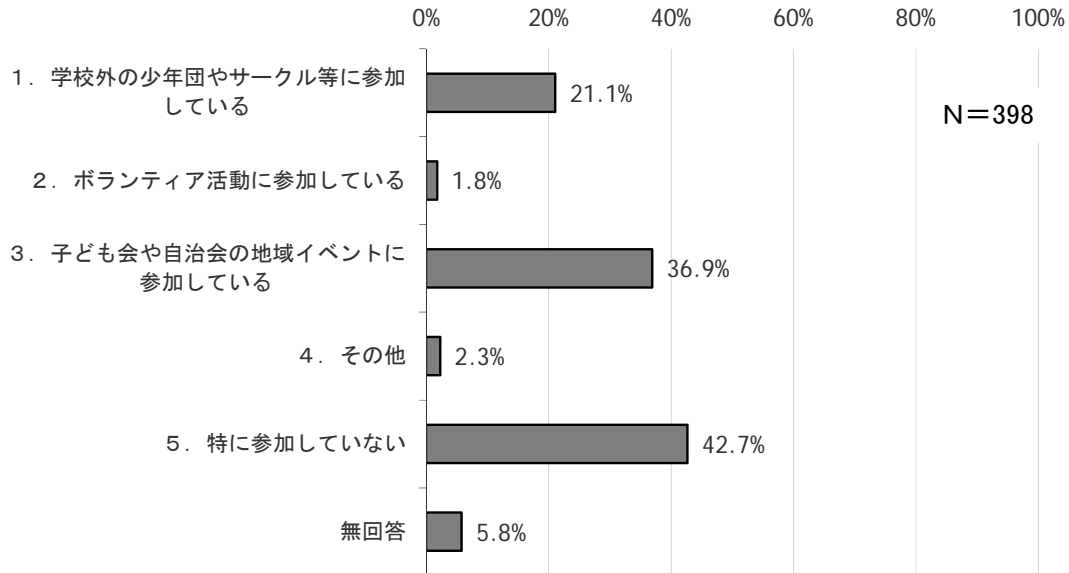
(4) お子さんとの話題

「友達のこと」が約7割と最も多く、「テレビ番組のこと」「学校や塾（習い事等）のこと」がそれに続きます。



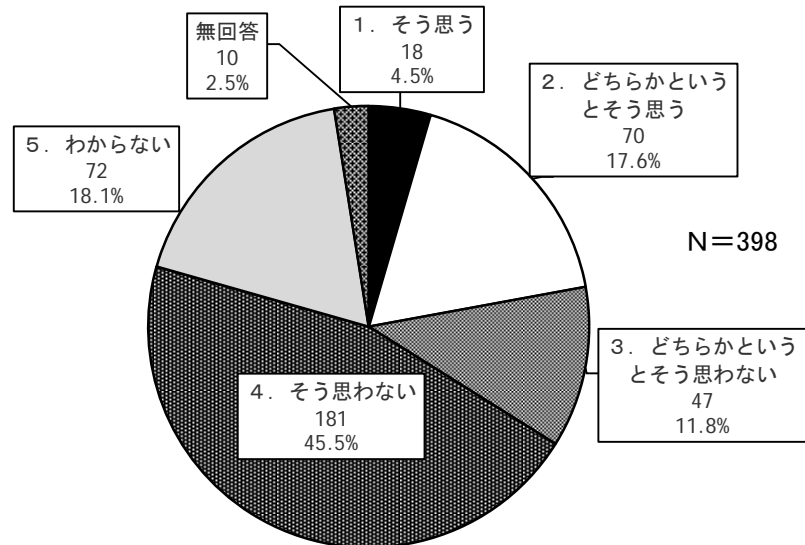
(5) お子さんの地域活動への参加

「特に参加していない」が最も多く4割を超えていますが、半分を超える方が、何らかの地域活動へ参加していると言えます。とりわけ多かったのが、「子ども会や自治会の地域イベントに参加している」でした。



(6) 最近、親子の結びつきが弱くなったという意見について

約6割の方が、親子の結びつきが弱くなったとは思わないという回答でした。



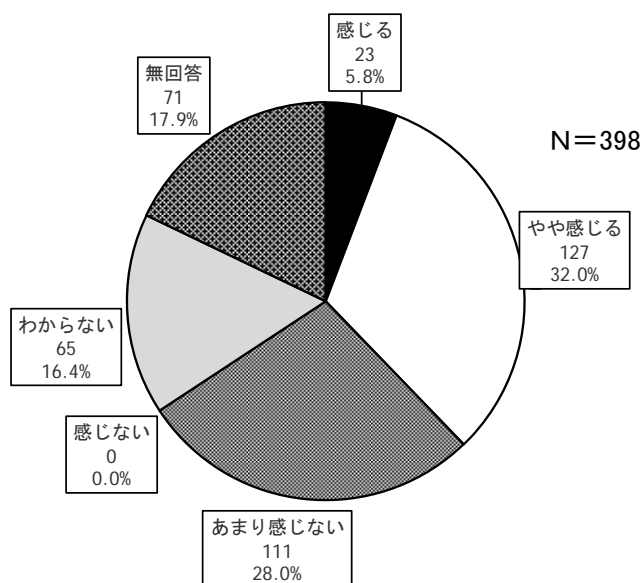
4 当別町の子育て環境について

(1) 当別町は、安心して子育てをできるように支援体制が整っていると感じるか

明確に「感じない」と回答した方はおりませんでした。

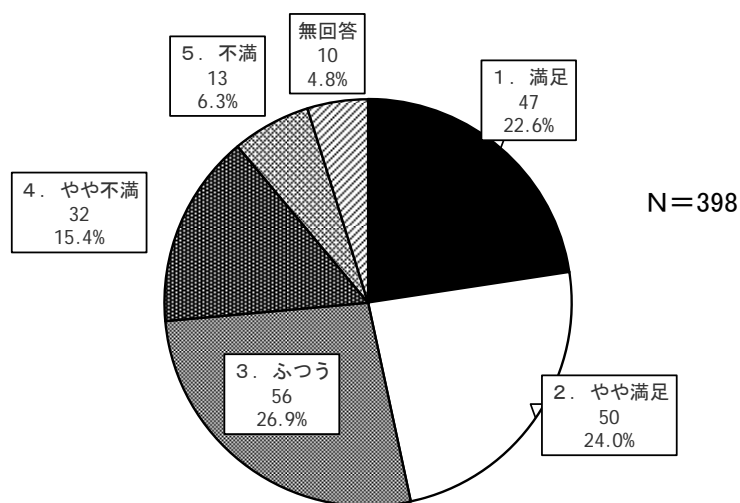
「感じる」・「やや感じる」といった肯定的な回答が約4割でしたが、「あまり感じない」と否定的な回答も約3割ありました。

第5次総合計画における当該満足度の目標値は、平成30年度までに「30%以上」としており、肯定的回答が37.8%で、目標値を上回る状況ですが、今後は、さらに高い満足度が得られるよう、施策を推進していく必要があります。



(2) 保育所・幼稚園・認定こども園の満足度

明らかな不満を回答したのは、約2割にとどまり、半数近くが肯定的な思いを回答しています。第5次総合計画における当該満足度の目標値は、平成30年度までに「50%」としており、満足・やや満足の回答が46.6%で、目標値に近づいている状況です。



第3節 統計とアンケートから見えてくる課題

日本全国が抱える問題として、「人口減少」、「少子高齢化」が急速に進行しており、背景には晩婚化・非婚化が進行していることや非正規労働者の増加など雇用情勢が安定しないこと、一方で女性の就労率がパートタイムの分野で上昇していること、また、景気回復が実感できない中、子育てに対する経済面での不安を持つ人が増えていることなど社会的問題が少子化に大きく影響しているものと考えられ、当別町においても前述のような社会的要因を背景とし、予想を上回るスピードで「人口減少」、「少子高齢化」が進んでいる実態があります。

このような社会的背景も含む大きな課題を一気に解決することは困難ですが、アンケートにおいても子育て支援に対する当別町への期待も大きいことから、本計画においては「課題解決の方向性」を「基本目標」へと置き換え、より一層子育て支援環境の充実に取り組んでいくこととします。

人口減少⇐⇒子育て・出産世帯の減少

晩婚化・非婚化の進行⇐⇒出生数・率の低下

子育ての孤立感と負担感の増加

子育てに係る経済的支援の必要性

子育て支援の行政に対する期待

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 計画の基本理念

子どもは「未来の夢」、「次世代の希望」であり、子ども一人ひとりが心身ともに健やかに育つことは、子どもを持つ家庭のみならず、すべての町民の『願い』であり、また大きな『喜び』でもあります。

未来を担う子どもには、人としての権利や自由が尊重される中で、健やかに生まれ育まれる環境が必要です。

子育ての基本である家庭とともに、地域社会全体で子育てを共有し、支援できる体制を整備し、親が誇りや自信を持って子育てができるまちづくりを進めます。

子育て支援の視点から見たまちづくりを推進するにあたっての基本理念として、当別町子育て行動計画（前期：平成17年～21年 後期：平成22年～26年）を通しての取り組みを、本計画でさらに高めていくため、子育て行動計画の基本理念を継承し、施策を展開していきます。

■基本理念

「子どもの未来 みんなで築くまちづくり」

第2節 施策の体系

1 計画の基本目標

当別町子ども・子育て支援事業計画の推進にあたっては、平成17年から10年にわたり取り組んできた当別町子育て行動計画の基本的な考え方を継承し、次の6つの基本目標を掲げます。

■基本目標

1. 安心して子どもを生ま育てられる環境づくり

家庭は子どもが健やかに育つ基本的な場であり、子育ての主体者である保護者が家庭の状況や子どもの発達に応じた子育てができるよう、親と子の健康づくり、子育て支援センターの充実、経済的支援など、家庭における子育てを支援します。

2. 子育てと仕事を両立できるサポート体制づくり

共働き世帯が増え、就労形態が多様化する中、子育てと仕事が両立できるよう、多様な保育サービスの提供、放課後児童対策の充実、子育てに配慮した職場環境の整備促進など、子育てと仕事の両立を支援します。

3. 子どもや子育てに優しい生活環境づくり

子どもたちがすこやかにのびのびと生活し、安心していきいきと遊ぶことができるよう、公共施設、公園、安全な道路環境の整備など、子どもや子育てに優しい環境づくりに努めます。また、子どもを犯罪などの被害から守るための活動を推進します。

4. 子どもの心と体のバランスを育む教育環境づくり

多様な体験的学習を充実し、地域で人々のふれあいを通して、人を思いやる「やさしさ」を身につけるとともに、健康でたくましい体を育むことができるよう、学校、家庭、地域の連携を図り、総合教育と健全育成を推進します。また、当別町固有の豊かな自然環境を生かした環境教育や、自然とのふれあいを充実し、豊かな知性や情操を育てる教育を促進します。

5. 子どもや子育てに関する意識づくり

女性の出産、子育てに対する不安や負担が軽減されるよう、家庭における男女共同参画の考え方を普及していくとともに、地域全体で子どもを育てる意識づくりを進め、子育て家庭への支援の輪を広げていくよう努めます。

6. 子どもの権利を尊重する意識づくり

子ども一人ひとりの利益が最大限尊重されるよう、「児童の権利に関する条約」の普及、子どもの視点や意見をまちづくりに反映させる取り組みを進めるなど、子どもの権利を尊重する社会の育成に努めます。

2 施策体系

先に掲げた6つの基本目標をより具体的に推進するため、次のとおり「主要施策」と「具体的施策」を設定し、子育てに関する事業を実施していきます。

また、「人口減少」や「少子化」の問題については、当別町のみならず、全国的な喫緊の課題であるとの認識のもと、国では『地方創生』を掲げ、「人口減少対策」や「少子化対策」などへ積極的に取り組む市町村への支援を実施する考えを示しているところです。

平成27年度には当別町でも、「地方創生に係る総合戦略プラン（仮称）」を策定する予定であり、当該戦略プラン内においても「子ども・子育て支援」に関する施策を掲げていくことを予定しています。

基本理念 子どもの未来 みんなで築くまちづくり	
基本目標	
主要施策	具体的施策
(1) 安心して子どもを生み育てられる環境づくり	
1) 親と子の健康を守る体制の充実	① 健康診査・予防接種の充実
	② 健康相談・健康教育の充実
	③ 広域医療体制と情報提供の充実
2) 保護者の悩みの軽減やリフレッシュのための交流機会の充実	① 保護者のリフレッシュや社会活動の支援
3) 子育てに関する相談体制・情報提供の充実	① 子育てに関する相談体制の充実
	② 子育てに関する情報提供の充実
	③ 子育て支援センターの充実
4) 特に援助を要する子どもや家庭への情報の提供や支援の充実	① 障がい児や発達に遅れ、不安のある子どものいる家庭への支援
	② ひとり親家庭などへの支援の充実
5) 経済的支援	① 医療費・出産費などの支援の充実
(2) 子育てと仕事を両立できるサポート体制づくり	
1) 多様な教育・保育サービスの充実	① 教育・保育環境の充実
	② 多様な保育事業の充実
2) 放課後における児童の健全育成事業の充実	① 子どもプレイハウスの充実
	② 障がい児の放課後児童対策の充実
3) 子育てと仕事を両立できる職場環境の整備	① 働き続けることができる環境の整備促進
(3) 子どもや子育てに優しい生活環境づくり	
1) 子どもの視点に立った遊び場の整備や交流機会の確保	① 地域の活動拠点の確保
	② 公園・広場・緑地などの整備の推進
	③ 居場所づくりの充実
2) 子どもや子育てに配慮したまちづくり	① 子どもや子育てに配慮した施設整備の推進
	② 安心して外出できる交通機関の確保
	③ 子どもを犯罪などの被害から守るための活動の推進

基本目標	
主要施策	具体的施策
(4) 子どもの心と体のバランスを育む教育環境づくり	
1) 就学前教育の充実	① 就学前教育の充実
2) 就学児童・生徒の教育・相談体制の充実	① 教育・相談体制の充実
	② 関係機関の連携の強化
	③ 学校施設・設備の整備
3) 多様な活動・体験機会の確保	① P T A 活動の推進
	② スポーツ活動の推進
	③ 文化活動の推進
	④ 地域活動の促進
(5) 子どもや子育てに関する意識づくり	
1) 家庭と地域の「子育て力」の育成・強化	① 地域の子育て支援
	② 男女共同参画による子育ての促進
(6) 子どもの権利を尊重する意識づくり	
1) 児童の権利を尊重する社会環境の育成	① 「児童の権利に関する条約」の普及

これらの施策のうち、子ども子育て支援法において定めのある教育・保育事業、地域子ども子育て支援事業については、量の見込みと確保方策を第4章に記述します。

また、具体的な施策への取り組み内容等については、「第5章 包括的子育て支援施策」において記述します。

第4章 事業量と確保策

第1節 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援事業計画では、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案して、需要の指標となる量の見込やその確保策を「教育・保育提供区域」ごとに設定することが、「子ども・子育て支援法」に定められています。

当別町には現在、小学校区は3区、中学校区は3区あります。

教育・保育提供区域は、事業資源の配置バランス上の枠組みであり、細かく設定すれば、きめこまやかな計画になりますが、一方で弾力的な運用が難しいものとなります。当別町では、町内全域で柔軟な需給体制を確保するため、**教育・保育提供区域を全町1地区と設定します。**

中学校区・小学校区と就学前の教育・保育施設の対応表

中学校	小学校	保育所	幼稚園・認定こども園
当別中学校	当別小学校	西保育所 (26年度末閉所予定)	認定こども園 当別夢の国幼稚園・保育園
弁華別中学校 (27年度末閉校予定)	弁華別小学校 (27年度末閉校予定)		
西当別中学校	西当別小学校	ふとみ保育所	

※中学校区・小学校区によって、保育所及び幼稚園・認定こども園の利用が制限されることはありません。

第2節 子どもの人口の見通し

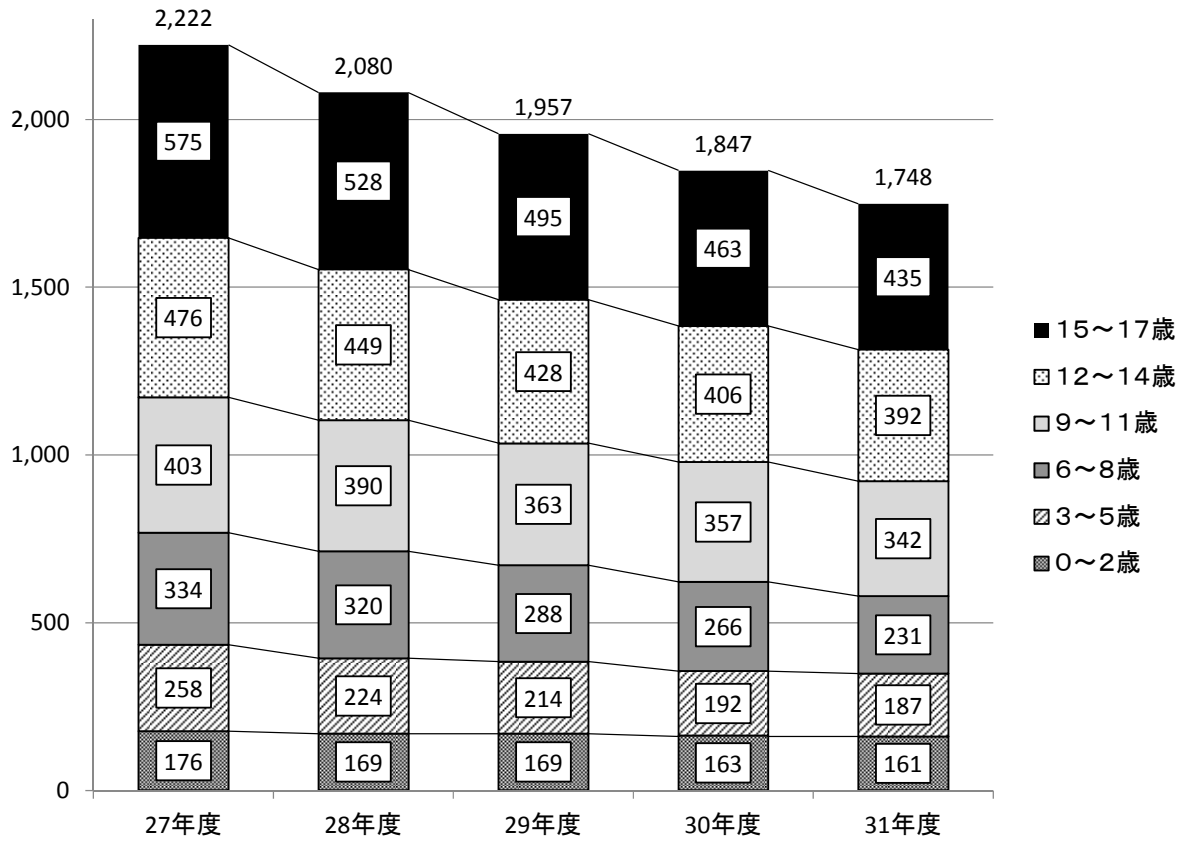
平成26年4月1日現在の住民基本台帳に基づく本町の児童人口（0～11歳）は1,207人で、「コーホート変化率法」により将来人口を推計すると、平成27年には1,171人に、平成31年には921人になり、5年間で250人前後の減少が見込まれます。

また、0～18歳の児童人口で見ると、500人近い減少が見込まれます。

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
0歳	52	56	52	52	50	50
1歳	64	54	58	54	54	52
2歳	75	66	59	63	59	59
0～2歳合計	191	176	169	169	163	161
3歳	69	87	66	60	64	60
4歳	100	71	89	67	62	66
5歳	108	100	69	87	66	61
3～5歳合計	277	258	224	214	192	187
6歳	98	108	101	70	88	67
7歳	113	106	112	105	72	92
8歳	114	120	107	113	106	72
6～8歳合計	325	334	320	288	266	231
9歳	130	121	122	109	115	108
10歳	137	135	129	130	116	122
11歳	147	140	139	124	126	112
9～11歳合計	414	396	390	363	357	342
12歳	159	147	141	140	125	127
13歳	166	161	147	141	140	125
14歳	181	168	161	147	141	140
12～14歳合計	506	476	449	428	406	392
15歳	192	179	167	161	147	140
16歳	207	189	173	162	155	141
17歳	194	207	188	172	161	154
15～17歳合計	593	575	528	495	463	435
0～17歳合計	2,306	2,215	2,080	1,957	1,847	1,748

資料：平成26年は4月1日現在の住民基本台帳。平成27年以降は、平成21年～平成26年の人口をもとに算出した推計値。
 ※「コーホート変化率法」とは、各コーホートについて、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法です。なお、ここでいう「コーホート」とは、同じ年（または同じ時期）に生まれた人々の集団のことをさします。

本計画期間中の推計児童人口



第3節 幼児期の学校教育・保育の見込量及び確保策

1 見込量

子ども・子育て支援サービスの見込量については、国の示した「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」算出等の手引き（以下「国の手引き」とします）」に準じ、平成25年12月実施のニーズ調査結果から算出しました。

ただし、「国の手引き」は、市町村子ども・子育て支援事業計画における見込量の標準的な算出方法を示すものであり、地方版子ども・子育て会議等の議論等を踏まえたより効果的、効率的な方法による算出を妨げるものではないとされているため、地域の当別町の実情を鑑み、一部補正を行ったものを見込量としています。

[量の見込みを算出する項目]

	対象事業	対象児童年齢
1	1号認定：幼稚園、認定こども園 ＜専業主婦（夫）家庭、就労時間短家庭＞	3～5歳
2	2号認定：保育所（園）、認定こども園 ＜就労時間短家庭など、保育短時間、幼稚園利用が想定される家庭＞	3～5歳
	2号認定：保育所（園）、認定こども園 ＜フルタイムの共働き家庭など、11時間以内の保育が必要な家庭＞	3～5歳
3	3号認定：保育所（園）、認定こども園	0歳、1・2歳
4	延長保育事業	0～5歳
5	放課後児童健全育成事業	1～3年生、4～6年生
6	子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライト別）	0～18歳
7	地域子育て支援拠点事業	0～2歳
8	一時預かり事業 ・幼稚園における在園児を対象とした一時預かり ・その他	3～5歳
		0～5歳
9	病児保育事業	0～5歳、1～6年生
10	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	0～5歳、1～3年生、4～6年生
11	利用者支援事業	0～5歳、1～6年生

2 保育所・幼稚園の現状

①運営状況

当別町には、認可保育所は公立が2園、認定こども園が1園あります。
運営内容は、以下の通りです。

保育所

	名称	定員(人)	所在 小学校区	開園時間
公立	西保育所 (26年度末閉所予定)	50	当別	7時30分～18時30分
私立	当別夢の国保育園 (認定こども園)	70		
公立	ふとみ保育所 (運営委託)	75	西当別	

※平成26年現在

幼稚園

	名称	定員(人)	所在 小学校区	開園時間
私立	当別夢の国幼稚園 (認定こども園)	150	当別	8時30分～16時30分

※平成26年現在

②利用状況

保育所の入園者数については、平成26年度は175人で、23年度以降は横ばい傾向です。
また、町内総定員に対する利用割合は81.3%になっています。

保育所利用者数（単位：人）

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
西保育所 (26年度末閉所予定)	89	58	36	22	11
当別夢の国保育園 (認定こども園)	54	56	66	58	86
ふとみ保育所	68	72	76	81	78
合計	211	186	178	161	175

※実績は各年4月1日

幼稚園の入園者数については、平成26年度は121人で、開園以降横ばいにあります。
定員に対する利用割合は80.6%になっています。

幼稚園利用者数（単位：人）

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
当別夢の国幼稚園 (認定こども園)	80 (※22年度は公立)	134	139	137	121

※実績は各年4月1日

3 量の見込み（教育・保育）

町内に居住する子どもの幼稚園、保育園の利用者数の見込量は、以下のとおりです。

(単位：人)

	平成27年度			
	1号 (14時まで利用で可)	2号 (14時以降も利用)	3号	
	3～5歳 幼稚園	3～5歳 保育所	0歳 保育所	1、2歳 保育所
	見込量(利用希望総数)	141	116	24
①量の見込み 計	141	176		
②定員	150	180		
②-①	9	4		

	平成28年度			
	1号	2号	3号	
	3～5歳 幼稚園	3～5歳 保育所	0歳 保育所	1、2歳 保育所
	見込量(利用希望総数)	122	101	22
①量の見込み 計	122	158		
②定員	150	180		
②-①	28	22		

	平成29年度			
	1号	2号	3号	
	3～5歳 幼稚園	3～5歳 保育所	0歳 保育所	1、2歳 保育所
	見込量(利用希望総数)	115	96	22
①量の見込み 計	115	153		
②定員	150	180		
②-①	35	27		

	平成30年度			
	1号	2号	3号	
	3～5歳 幼稚園	3～5歳 保育所	0歳 保育所	1、2歳 保育所
	見込量(利用希望総数)	106	86	21
①量の見込み 計	106	141		
②定員	150	180		
②-①	44	39		

	平成31年度			
	1号	2号	3号	
	3～5歳	3～5歳	0歳	1、2歳
	幼稚園	保育所	保育所	保育所
見込量(利用希望総数)	103	84	21	33
①量の見込み計	103	138		
②定員	150	180		
②-①	47	42		

4 提供体制と確保の内容

計画期間を通し、町全体の児童数が減少するため、利用児童は今後も減少が続いていくことが予想されます。

平成26年度末をもって西保育所が閉所するため、平成27年度以降は若干の保育ニーズの需要超過が考えられますが、施設の規模などから利用状況や需要に応じた定員の変更により対応は可能であり、以後の児童減少を考慮しても、新規に施設を確保するなど事業拡張を検討する必要性は高いものではありません。

しかし、太美地区における「幼稚園機能」に係るニーズはアンケート調査結果からも高く、町全体の提供量は、現行の量を確保しつつ、ふとみ保育所の認定こども園化など「幼稚園機能」を有する施設の設置について具体的に検討することとします。

第4節 地域子ども・子育て支援事業の見込量及び確保策

1 利用者支援事業（新規）

子どもやその保護者、または妊娠している人などが、多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所で情報提供をし、必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整などを実施する事業です。

現在、当別町においては、行政窓口（福祉部子育て推進課、福祉課）での相談対応のほか、子育て支援センターや子ども発達支援センターでも子育てに係る相談などに対応しており、当該事業については充足していると考えられるため、新たな窓口の設置や人員の確保は行わず、現行の体制・機能を維持しつつ、質の向上に努めていくこととします。

2 地域子育て支援拠点事業

乳幼児や未就学児童のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を身近な場所で実施する事業です。

①現状

年齢を区分し、「ぼかぼかキッズ」、「わんぱく・すみれサロン」、「ミニトマトクラブ」の3事業を総合保健福祉センターとふとみ保育所内の2箇所を拠点に事業を展開しており、乳幼児を中心とする児童と保護者の活動・交流の場として広く利用されています。

利用者数は、年によりばらつきがありますが、年間でのべ6,000人前後の利用があります。

子育て支援センターの利用者数の推移（年間のべ利用数）

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
6,212	5,394	4,925	4,737

②量の見込みと確保方策

需要量のみから判断すると充足していますが、ニーズ調査にもあるとおり、午後の利用需要などもこの見込みには含まれており、適切に需要を把握した上での実施のあり方を検討します。

また、保育所などへ通所していない乳幼児及び保護者にとって、地域社会へ交流を持つための最初の通過点になりうる事業という意味では、社会的な意義も大きいことから、利用促進のための周知方法などについても工夫を重ねていきます。

相談業務の充実を図り、保護者の子育てへの不安や体力的・精神的な疲労感の緩和ができるよう、子育て支援センターと保健師が連携し、きめ細かな子育て相談を実施していきます。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み (月間延べ利用)	280 人日	269 人日	269 人日	260 人日	257 人日
②確保の内容 (月間延べ利用)	2 カ所 300 人日	2 カ所 300 人日	2 カ所 300 人日	2 カ所 300 人日	2 カ所 300 人日

※実施は3事業であるが、拠点は2カ所（ゆとろ、ふとみ保育所）

<参考>

実績（H25）	216 人日（月延べ）
---------	-------------

※（見込み算出法）国の手引き、実績値を総合して算出。

3 妊婦健診事業

妊婦健診については、引き続き妊婦健診費用等の助成を実施し、妊婦が健やかな妊娠期間を過ごせるよう努めます。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み (実利用人数)	94 人	94 人	90 人	90 人	90 人
②確保の内容 (実利用人数)	94 人	94 人	94 人	94 人	90 人
	すべての妊産婦に対し、14 回分の妊婦健診と 6 回分の超音波（エコー）検査費用助成を実施				

※（見込み算出法）各年の推計0歳児数を参考とし算出。

4 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後4か月までの乳児がいる全家庭を保健師などが訪問し、母子の健康状況の確認、育児に対する不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供や助言を行う事業です。

現在、当別町では、第1子については保健師が、第2子以降の乳児については保育士が対応し、全家庭の訪問を実施しております。

引き続き、乳児のいる全ての家庭訪問を実施し、母子の健康推進と乳児の健やかな成長を支援していきます。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み (実利用人数)	56人	52人	52人	50人	50人
②確保の内容 (実利用人数)	56人	52人	52人	50人	50人
	全戸訪問の実施				

※（見込み算法）将来児童数（各年0歳児）より算出。

5 養育支援訪問等事業

乳児家庭全戸訪問事業の結果に基づき、養育支援が必要と認められる家庭に対して、専門的な訪問指導を継続的に実施する事業です。

当別町においては、必要に応じ、要保護児童対策地域協議会を開催し、関係機関等と連携・協議し、児童虐待の予防、早期発見及び被虐待児童への迅速かつ適切な対応を行うほか、児童虐待問題についての町民啓発を強化していきます。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み (実利用人数)	5人	5人	5人	5人	5人
②確保の内容 (実利用人数)	5人	5人	5人	5人	5人
	養育支援が必要な家庭に対して訪問支援				

※（見込み算法）実績値、社会要因を総合して算出。

6 子育て短期支援事業

短期入所生活援助（ショートステイ）事業と夜間養護等（トワイライトステイ）事業があり、ショートステイは、保護者が、疾病・疲労などの身体上・精神上・環境上の理由により子どもの養育が困難となった場合等に、児童養護施設などの保護を適切に行うことができる施設において原則として7日以内の範囲で養育・保護を行う事業です。

トワイライトステイは、平日の夜間又は休日に不在となり、児童の養育が困難となった場合等の緊急の場合に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において児童を預かる事業です。

①現状

当別町においては、現在実施しておりません。

②量の見込みと確保方策

近年の需要実績もないことやアンケートを基に推計する見込みも非常に少なく、児童保護の側面もある事業であることから、関係機関・施設と連携しながら、一時預かりやファミリー・サポート・システムなどの他事業での対応を含め検討します。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み (年間延べ利用)	3 人日	2 人日	2 人日	2 人日	2 人日
②確保の内容 (年間延べ利用)	3 人日	2 人日	2 人日	2 人日	2 人日

<参考>

実績 (H25)	なし
----------	----

※（見込み算出法）国の手引き、実態を総合して算出。

7 ファミリー・サポート・センター事業

ファミリー・サポート・センターは、子どもの預かりなどの援助を受けることを希望する人（利用会員）と、援助を行うことを希望する人（協力会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を実施する事業です。

①現状

当別町においては、「当別町ファミリー・サポート・システム」の事業名で実施しています。

②量の見込みと確保方策

未就学児童のニーズについては、一時預かり事業と一体となった提供を検討するため、本項目では就学児童についてのみの見込みと確保方策を記載します。

就学児童については、過去の利用実績も非常に少なく、またアンケート調査におけるニーズも低いことから、現行体制（ファミリー・サポート・システム）で充足しており、今後も現行体制により対応していくものとします。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み (週当たり延べ利用)	1 人日	1 人日	1 人日	1 人日	1 人日
②確保の内容 (週当たり延べ利用)	1 力所 10 人日	1 力所 10 人日	1 力所 10 人日	1 力所 10 人日	1 力所 10 人日

※（見込み算出法）利用実績より算出した。

※本項目においては就学児のみの見込み。就学前児童の見込みについては一時預かり事業において計上します。

8 一時預かり事業

一時預かり事業は、乳幼児について、主に昼間に幼稚園その他の場所において、一時的に預かる事業です。

①現状

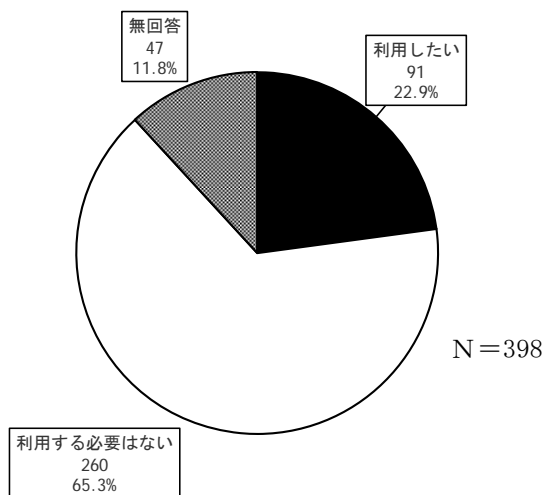
当別町においては、幼稚園在園児に対しては当別夢の国幼稚園において実施しております。

また、未通園児（当別夢の国幼稚園を利用していない児童）を対象とした一時預かりは、ふとみ保育所において実施しております。

アンケート調査結果では就学前児童保護者の 22.9%の利用を希望しており、潜在的な需要もあるものと推察されることから、適切な事業量の評価が課題となります。

一時預かりなど不規則の事業の利用希望

資料：当別町子ども・子育て支援事業計画のための
ニーズ調査報告書（平成 26 年 3 月）



②量の見込みと確保方策

在園児対象（当別夢の国幼稚園を利用している児童）の一時預かりについては、現行体制で充足しており、今後もこの体制での提供を維持することとします。

[幼稚園における在園児を対象とした一時預かり]

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み (年間延べ利用)	7,005 人日	6,011 人日	5,598 人日	5,568 人日	5,451 人日
1号認定による利用	2,759 人日	2,369 人日	2,219 人日	2,189 人日	2,159 人日
2号認定による利用	4,246 人日	3,642 人日	3,379 人日	3,379 人日	3,292 人日
②確保の内容 (在園児対象型)	8,320 人日	8,320 人日	8,320 人日	8,320 人日	8,320 人日
	当別夢の国幼稚園にて実施				
実績 (H25)	5,096 人日				

※（見込み算出法）国の手引き、実績値を総合して算出。

一方、未通園児（当別夢の国幼稚園を利用していない児童）を対象とした一時預かりは、ふとみ保育所とファミリー・サポート・システムにより充足しており、今後も両サービスを臨機応変に提供できる体制を維持します。

〔在園児以外の一時預かり〕

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み (年間延べ利用)	721 人日	649 人日	631 人日	581 人日	570 人日
②確保の内容 (年間延べ利用)	2 力所 1,530 人日	2 力所 1,530 人日	2 力所 1,530 人日	2 力所 1,530 人日	2 力所 1,530 人日
一時預かり事業 (幼稚園以外)	1 力所 780 人日	1 力所 780 人日	1 力所 780 人日	1 力所 780 人日	1 力所 780 人日
ファミリー・サポ- ト・センター事業	1 力所 750 人日	1 力所 750 人日	1 力所 750 人日	1 力所 750 人日	1 力所 750 人日

<参考>

実績 (H25)	ふとみ保育所 525 人日 当別ファミリー・サポート・システム
----------	------------------------------------

※(見込み算出法) 国の手引き、実績値を総合して算出。

9 延長保育事業

延長保育事業は、保護者の就労形態の多様化、長時間通勤等に伴う延長保育需要に対応するための保育事業で、開所時間 11 時間を超える預かりへの対応がこれに該当します。

当別町においては、町内全保育所において 11 時間を超える預かりを行っており、現行体制の維持を基本として実施を継続します。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み (実利用人数)	59 人	54 人	52 人	48 人	47 人
②確保の内容 (実利用人数)	2 力所 70 人	2 力所 70 人	2 力所 70 人	2 力所 70 人	2 力所 70 人
町内の全認可保育園 (2 力所)					

<参考>

実績 (H25)	実施箇所	町内全認可保育所
	利用人数	47 人

※(見込み算出法) 国の手引き、実績値を総合して算出。

10 病児病後児保育事業

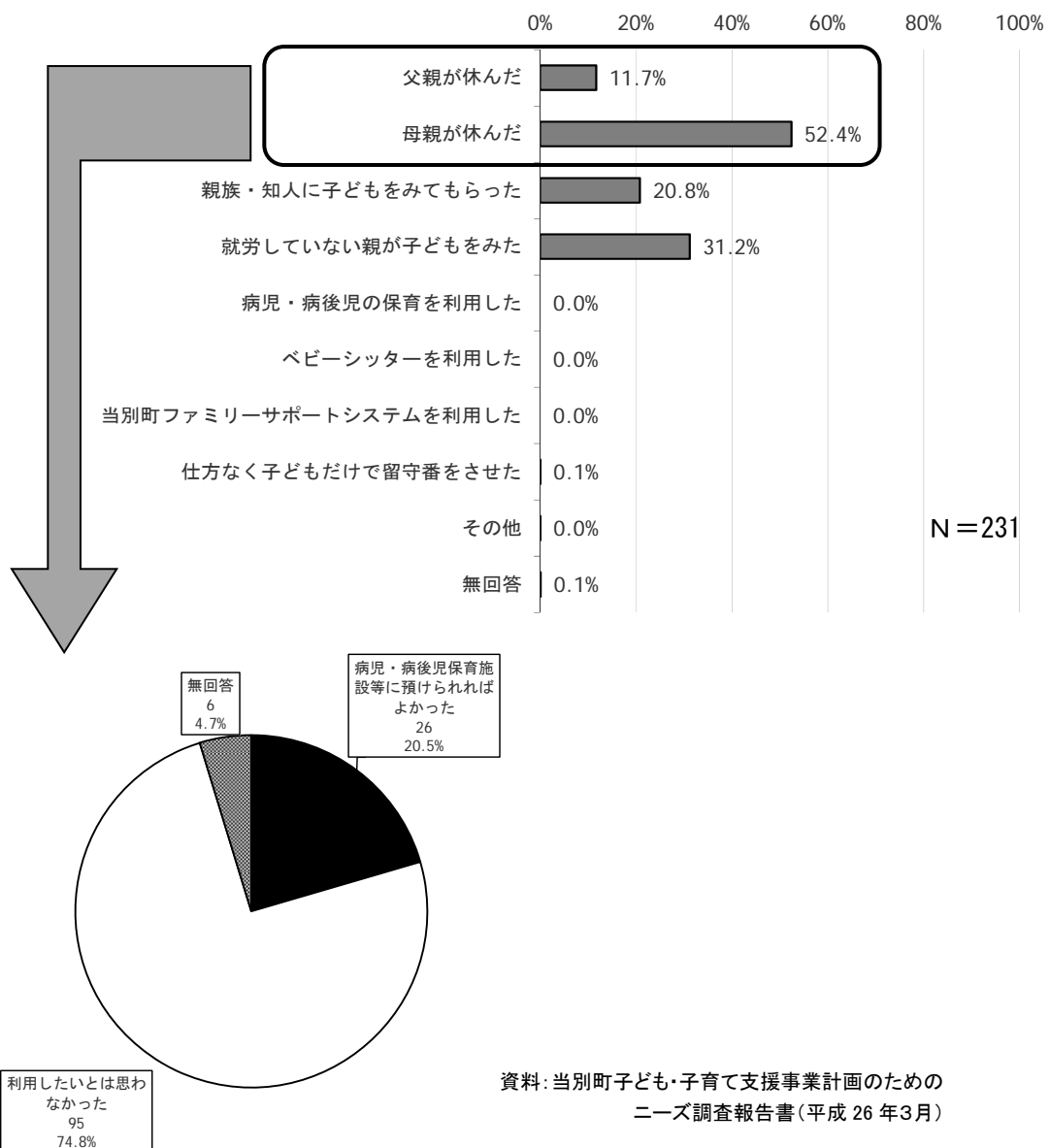
病児・病後児保育事業は、子どもが発熱等の急な病気となった場合、保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業、また、保育中に体調不良となった児童を保育所の医務室等において看護師等が緊急的な対応を行う事業です。

①現状

現在、当別ファミリー・サポート・システムにおいて、病児・病後児を預かる事業を実施しています。

ニーズ調査では、この1年間の子どもが病気の際、母親の26.4%、父親の9.1%が、仕事を休んで見ており、そのうちの35.1%は、病児・病後児の保育の利用を希望しています。

子どもが病気の際のこの1年間の対応について



②量の見込みと確保方策

ニーズ量としては大きなものではなく、当別ファミリー・サポート・システムによる対応で充足させることが可能であり、現行体制を維持することを基本とし対応します。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	9 人日	8 人日	8 人日	7 人日	7 人日
②確保の内容	1 カ所 200 人日	1 カ所 200 人日	1 カ所 200 人日	1 カ所 200 人日	1 カ所 200 人日
病児・病後児保育事業	0 カ所	0 カ所	0 カ所	0 カ所	0 カ所
ファミリー・サポート・センター事業	1 カ所 200 人日	1 カ所 200 人日	1 カ所 200 人日	1 カ所 200 人日	1 カ所 200 人日

<参考>

実績 (H25)	当別ファミリー・サポート・システム 1 人(病児・病後児預かり)
----------	----------------------------------

※(見込み算出法) 国の手引き、他の自治体の実施状況を総合して算出。

11 放課後児童健全育成事業 (子どもプレイハウス)

放課後児童健全育成事業 (子どもプレイハウス) は、共働き家庭など留守家庭の小学生に対して、学校の余裕教室などで、放課後に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図る事業です。

①現状

当別町における放課後児童健全育成事業 (子どもプレイハウス) は、現在 2 カ所で利用対象を小学 4 年生までとし、運営しております。

クラブ名	所在地	開設日	開設時間
当別子どもプレイハウス (第1、第2)	元町 (当別小学校内)	月～土	(月～金) 下校時～18 時 (土、長期休業日) 8 時 30 分～18 時
西当別子どもプレイハウス	太美町 (西当別小学校内)		

利用者数については毎年おおむね横ばいであり、平成 26 年度は 130 人の利用となっています。

また、ニーズ調査においては、対象学年を現行の小学 4 年生から 6 年生までとすることや開設時間の延長を求める声が多数ありました。

子どもプレイハウス利用児童数の推移（単位：人）

クラブ名	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
当別子どもプレイハウス	85	81	83	65	80
西当別子どもプレイハウス	44	48	54	37	50
利用児童数計	129	129	137	102	130

※各年 4 月 1 日現在（子育て推進課調べ）

②量の見込みと確保方策

各施設における利用可能人数と今後の利用見込みを比較しても、現行体制により対応可能であることから、適切な指導員数を配置した中で現行体制を維持していきます。

また、ニーズが高かった小学 5、6 年生の預かり及び開設時間の延長については、平成 27 年度からの実施に向け検討します。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み （低学年）	123 人	118 人	106 人	98 人	85 人
量の見込み （高学年）	28 人	27 人	25 人	24 人	23 人
①量の見込み	151 人	145 人	131 人	122 人	108 人
②確保の内容	160 人	160 人	160 人	160 人	160 人

※（見込み算出法）国の手引き、実績値を総合して算出。

12 実費徴収に係る補足給付を行う事業（新規）

町が定めた保育料以外に、教材費、園外活動等の行事費、給食費などは実費負担にかかる費用として、保護者同意の下、施設が独自に徴収することができます。この実費徴収に対し、低所得者の負担軽減を図るため、公費による補助を行う事業です。

新規事業であるため、今後、事業実施の必要性を含め検討していきます。

13 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業（新規）

新規施設事業者が安定的かつ継続的に事業を運営し、地域ニーズに即した保育等を円滑に実施できるよう、実地支援、相談・助言、連携施設のあっせんなどを行う事業です。

新規事業であるため、必要に応じた事業実施を検討していきます。

第5章 包括的子育て支援施策

第1節 施策の展開

基本目標1 安心して子どもを産み育てられる環境づくり

家庭は子どもが健やかに育つ基本的な場であり、子育ての主体者である保護者が家族の状況や子どもの発達に応じた子育てができるよう、母と子の健康づくり、子育て支援センターの充実、経済的支援など、家庭における子育てを支援します。

■ 主要施策

- 1) 親と子の健康を守る体制の充実
- 2) 保護者の悩みの軽減やリフレッシュのための交流機会の充実
- 3) 子育てに関する相談体制・情報提供の充実
- 4) 特に援助を要する子どもや家庭への情報の提供や支援の充実
- 5) 経済的支援

1) 親と子の健康を守る体制の充実

妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行い、親子が健康で安心して暮らせるよう努めます。また、子どもの成長を保障しながら、発達に関する課題を早期に発見し、治療や療育につながる支援を行います。引き続き、医療機関等と連携の強化を図り、健やかな育ちと安心した子育て環境の充実を図ります。

①健康診査・予防接種の充実

No.	事業	内容
1	妊婦一般健康診査	妊娠届出時に保健師が全妊婦と面接相談を実施します。妊婦一般健康診査受診票を14回分、超音波検査受診票を6回分発行し、母子にとって安全な分娩と健康な子どもの出生に努めます。
2	乳幼児健康診査	4か月児、10か月児、1歳8か月児、3歳児健診を行います。乳幼児の成長発達を確認し、早期に治療や療育を図るとともに、育児支援や健康的な生活習慣づくりを支えるために、小児科医師、保健師、栄養士、子ども発達支援センター職員による診察と相談の場をつくります。 また、子ども発達支援センターなど関係機関と協力し、安心して子育てができるよう支援を行います。

No.	事業	内 容
3	乳幼児歯科健康診査	1歳8か月児歯科健診、3歳児歯科健診等、健診や保健指導を行うことにより、正しい歯磨き習慣の実践を普及し、むし歯予防に努めます。
4	フレッシュ健診	18～39歳の子育て世代の方を対象にフレッシュ健診を実施します。健診結果により、生活習慣改善のための保健指導を実施します。
5	小児期定期予防接種	ヒブ、小児肺炎球菌、4種混合、MR等の定期予防接種を町内医療機関へ委託、実施します。BCGは集団接種により実施します。 町民が混乱なく予防接種を実施できるように、相談などを通じ個別に対応するとともに、町ホームページや広報など周知の強化および関係者との連携に努めます。

②健康相談・健康教育の充実

No.	事業	内 容
6	健康相談	妊娠・子育て期を健康に過ごせるように、妊婦の禁煙等の推進や育児不安の軽減を図るため、来所面談や電話による個別相談と保健指導を行います。
7	訪問相談	新生児訪問では産後うつ予防と早期発見、母乳育児の推進、育児不安の軽減を図ります。また、乳幼児健診の事後訪問など、母子の健康や子どもの健やかな成長発達を促すため、家庭訪問による相談と保健指導を行います。
8	健康教育	子どもの健康や発達、並びに育児や子どもの関わり方についての健康教育を行います。また、教育委員会や学校など関係機関と連携し、中学生を対象に健康教育を実施します。
9	食育の推進	離乳の時期から適切な食生活の基本を学ぶ場として、離乳食教室を実施します。また、子育て支援事業や当別子どもプレイハウスなどで調理体験や講話など食に関する健康福祉出前講座を実施し、食生活の大切さを見直す機会とします。 実施にあたり、食生活改善協議会をはじめとする他機関や関係団体と連携を取りながら推進します。
10	フッ化物洗口	北海道医療大学との連携により、未就学児童及び小学生児童に対してフッ化物洗口を実施し、早期からの虫歯予防を推進します。

③広域医療体制と情報提供の充実

No.	事業	内容
11	休日・夜間診療	急病に対処するため、近隣市町村との連携を強化しながら、休日・夜間診療体制の充実に努めます。
12	小児の健康や安全を守るための情報提供	よくある小児の疾患の症状や対処方法、事故防止の意識づけと予防方法、新生児股関節脱臼やSIDSなどの疾患の予防方法、予防接種の勧奨、医療機関へのかかり方等について家庭訪問や健康相談の場でのアドバイス、ホームページなどを活用し、情報を提供します。
13	救急医療情報案内の情報提供	医療機関に関する必要な情報や夜間の小児救急電話相談など病気で困った時に役立つようホームページなどを活用し、情報を提供します。

2) 保護者の悩みの軽減やリフレッシュのための交流機会の充実

核家族やひとり親が増加する傾向にある中で、親自身が赤ちゃんとふれあう経験をもたずに育ったり、ひとりで子育てについての悩みや負担感などを抱えこんだりするケースが増えています。多様なサービスを実施することにより、保護者の悩みの軽減やリフレッシュの機会の提供に努めます。

①保護者のリフレッシュや社会活動の支援

No.	事業	内容
14	リフレッシュ預かりの実施	保護者の育児疲れ解消や私的理由により、一時的に子どもを預けることができる一時預かりの利用促進を図ります。
15	ファミリー・サポート・センターの事業の充実	安心して子育てができるように、子育ての援助を受けたい人と援助を行える人が会員となり、子育てを助け合う会員組織であり、子育て家庭を支援するファミリー・サポート・センター事業の利用促進を図ります。また、ひとり親家庭等の利用支援に取り組みます。

3) 子育てに関する相談体制・情報提供の充実

育児の悩みや不安は「配偶者」、「親や兄弟、」、「隣近所の人、地域の知人」に相談することが多くなっています。保護者の相談が多岐にわたり、専門性も必要とされることから、研修会などに参加して能力の向上に努めるとともに、必要に応じて専門家のアドバイスを受けられる機会の充実に努めます。情報の提供については、子育てマップの作成・配布やホームページ、広報誌により、充実に図ってきました。今後も、すべての家庭が必要な情報を得られるよう子育て情報提供の充実に努めます。

①子育てに関する相談体制の充実

No.	事業	内容
16	子育て支援センターの体制整備	いつでも気軽に子育ての相談を受けることのできる場と体制の整備に努めます。
17	児童相談所などとの連携強化	児童相談所や幼稚園、学校との連携を深め、子どもの健全な育成のための相談・指導体制の充実に努めます。
18	主任児童委員・民生児童委員相談体制の促進	主任児童委員、民生児童委員との連携を図り、地域における相談体制の促進に努めます。

②子育てに関する情報提供の充実

No.	事業	内容
19	子育てガイドブックの充実	子育てサークル、遊び場、施設等、子どもや子育てに関する情報を掲載した子育てガイドブックの内容充実を図ります。
20	インターネットなどを活用した情報提供の充実	町広報誌やホームページ、ポータルサイトを活用し、子どもや子育てに関する情報を積極的に提供していきます。

③子育て支援センターの充実

No.	事業	内容
21	地域子育て支援センター事業の拡充	保育所等を活用し、地域の関係機関などとの連携を図りながら、子育て家庭の不安や悩みについての相談、あそびの広場・ミニトマトクラブ・サロンの開催、子育てサークルの支援、保護者同士の交流の場の提供などを行う地域子育て支援センターの整備を推進します。

4) 特に援助を要する子どもや家庭への情報の提供や支援の充実

障がいや発達に遅れのある子どもの訓練や指導により発達を促すとともに、障がいのあるなしに関わらず幼児期から子ども同士が交流し刺激しあえる場の充実を図り、物理的、精神的バリアフリーの普及に努め、さまざまな人が共生できる地域づくりに努めていきます。また、支援を必要とする家庭や児童に対して相談や援助体制の充実に努めます。

①障がい児や発達に遅れ、不安のある子どものいる家庭への充実

No.	事業	内容
22	早期療育相談の充実	乳幼児期の障がいの発見から早期療育への適切な移行が行われるよう、保育・福祉・保健・医療・教育など各関係機関と密接な連携を図り、継続的な相談体制の充実を図ります。また、成長に対する保護者の「不安や悩みを聞く」体制づくりを促進します。
23	子ども発達支援センターの充実	平成26年度新たに完成した子ども発達支援センターでの事業などサービスの充実を図り、安心して利用していただける環境を整備していきます。
24	就学前障がい児への教育・保育の推進	障がい児保育などを通じて、障がい児や発達に遅れのある子どもの教育を推進します。
25	心身障がい児ホームヘルプサービスの充実	日常生活を送るのに著しく支障のある重症心身障がい児、身体障がい児、知的障がい児のいる家庭へのホームヘルパー派遣を充実します。
26	保護者などの交流支援	障がい児や発達に遅れのある子どもの保護者同士が交流する機会を設け、積極的に療育へ取り組むことができるよう支援します。

②ひとり親家庭などへの支援の充実

No.	事業	内容
27	母子福祉資金貸付事業の推進	母子・父子家庭などの経済基盤の安定への支援として、生活に必要な資金や修学資金の貸付を推進します。
28	ひとり親家庭への相談体制の充実と医療費助成事業の推進	ひとり親家庭の生活や子どもに関する心配事などについて、母子相談員や家庭児童相談員などと連携し、きめ細やかな対応を図るとともに、医療費助成事業を推進し、子どもの健全育成と福祉の推進を図ります。

5) 経済的支援

子どもを育てる家庭にとって、医療費、養育費や教育費など、経済的負担は大きいものがあり、こうしたことも少子化進行のひとつの要因とされています。アンケートでは、経済的支援の拡充を求める回答も多いことから、児童手当などの国の施策に基づく子どもへの支援を実施するほか、町独自の支援策についても検討を進めていきます。

①医療費・出産費などへの支援の充実

No.	事業	内容
29	乳幼児など医療費助成の推進	乳幼児などの医療費の一部を助成し、疾病の早期発見と早期治療を促進することにより、子どもの健やかな育成を支援します。 また、医療費助成の拡充について検討を進めていきます。
30	出産費の助成	経済的な理由により、入院助産を受けることが困難な方に対して出産費を助成します。

基本目標2 子育てと仕事を両立できるサポート体制づくり

共働き世帯が増え、就労形態が多様化する中、子育てと仕事が両立できるよう、多様な保育サービスの提供、放課後児童対策の充実、子育てに配慮した職場環境の整備促進など、子育てと仕事の両立を支援します。

■ 主要施策

- 1) 多様な教育・保育サービスの充実
- 2) 放課後における児童の健全育成事業の充実
- 3) 子育てと仕事を両立できる職場環境の整備

1) 多様な教育・保育サービスの充実

多様化した教育・保育のニーズに応え、子育てをしている人が安心して働くことができるよう、利用しやすいサービスの充実に努めます。また、教育・保育環境の充実に図るため、保育士などの研修や施設環境の改善・充実に推進します。

①教育・保育環境の充実

No.	事業	内容
31	保育所・幼稚園の施設整備	子ども・子育て支援新制度に基づき、適正な教育・保育環境を整備・充実させるための財源確保に努めます。 また、太美地区においては、幼稚園機能を有する施設の整備が求められていることから、ふとみ保育所のあり方について、私立化・認定こども園化も含め、具体的な検討を進めてまいります。
32	保育士などの研修参加促進	教育・保育の質の向上の観点から、保育士資格と幼稚園教諭資格の両資格を有する人材が求められており、資格取得に対する支援を行うほか、研修への参加を促進し、保育士などのスキルアップを図ります。
33	地域交流事業の実施	教育・保育施設においては、高齢者福祉施設の訪問や地域ボランティアとの連携を図るなど、地域住民との交流を深める事業を行っていくとともに、地域全体で子どもを育む気運の醸成を図ります。

②多様な保育事業の充実

No.	事業	内 容
34	延長保育の推進	保護者の多様な勤務時間（残業など）等に対応できるよう、通常の保育時間を超えた延長保育を推進します。
35	一時預かりの推進	パート労働などによる不規則な保育ニーズや保護者の傷病などによる短期の緊急保育、子育てのリフレッシュなどに対応するため、一時預かりを推進します。
36	障がい児保育の充実	日中、家庭で保育できない障がい児を受け入れ、関係機関と連携しながら、一人ひとりの障がいや発達に応じた保育サービスの充実に努めます。

2) 放課後における児童の健全育成事業の充実

放課後の児童の過ごし方は多様化していますが、時間によっては、家で子どもだけで、あるいは一人で過ごす子どもも見られます。現在実施しているプレイハウスの充実を図りながら、放課後に子ども同士が自主的な活動ができる場や機会を創造していくことに努めます。

①子どもプレイハウスの充実

No.	事業	内 容
37	運営・施設・設備の充実	保護者の多様化する勤務時間に対応するため、開設時間を延長するほか、対象学年を6年生まで拡大し、安心して仕事ができる環境づくりを推進します。 また、子どもたちが快適に過ごせるよう、施設・設備の充実に努めます。
38	指導内容の充実	適切な指導員数を確保するとともに、研修機会を充実し、指導内容の質的向上を図ります。 また、小学校や保護者との連携を密にし、情報を共有しながら児童への指導内容の充実に努めます。

②障がい児の放課後児童対策の充実

No.	事業	内 容
39	社会福祉法人「ゆうゆう」との連携	社会福祉法人「ゆうゆう」との連携を図り、レスパイトサービス（障がい児の一時預かり）や放課後児童デイサービスなどの各種事業・活動を推進します。

3) 子育てと仕事を両立できる職場環境の整備

子育てと仕事を両立させる上で、子どもが病気になったときや急な残業が入ったときなどの対処、子どもと接する時間の少ないことなどが悩みとなっているほか、休暇が取得しづらいなど、職場の「子育て」に対する理解が得られないといった現状も見られます。

子育てと仕事の両立が可能となる職場環境の充実を目指し、育児休業取得の推進、育児に対して理解のある職場環境となるよう、広報啓発活動を推進します。

①働き続けることができる環境の整備促進

No.	事業	内容
40	仕事と生活の調和の実現	有給休暇や育児休業などが取得しやすい、子育てに対して理解のある職場環境づくりを進めるため、ワークライフバランスに関する広報・啓発に努めます。

基本目標3 子どもや子育てに優しい生活環境づくり

子どもたちがすこやかにのびのびと生活し、安心していきいきと遊ぶことができるよう、公共施設、公園、安全な道路環境の整備など、子どもや子育てに優しい環境づくりに努めます。また、子どもを犯罪などの被害から守るための活動を推進します。

■ 主要施策

- 1) 子どもの視点に立った遊び場の整備や交流機会の確保
- 2) 子どもや子育てに配慮したまちづくり

1) 子どもの視点に立った遊び場の整備や交流機会の確保

子どもたちがのびのびと遊び、当別の自然や歴史・文化などとふれあうような、安全な遊び場の整備を推進します。

また、子どもの目線に立ち、年齢の異なる子どもや心身に不自由のある子どもたちも一緒に遊ぶことのできる空間や機会の確保に努めます。

①地域の活動拠点の確保

No.	事業	内容
41	学校施設の地域開放の推進	地域の親や子どもの活動の場として、体育館やグラウンドなど学校施設の開放に努めます。
42	社会教育施設の活用の推進	地域の子どもの活動場所として、総合体育館、コミュニティセンターなどの社会教育施設における子どもを対象とした事業を充実するとともに、施設の活用を推進します。

②公園・広場・緑地などの整備の推進

No.	事業	内容
43	公園・緑地環境の整備・充実	街区公園、児童公園など自然を生かした憩いの場や環境の保全・改善及び景観の向上を図るための整備を進め、安全な遊び場を提供するため、遊具等施設の点検整備、修繕などの維持管理を行います。

③居場所づくりの充実

No.	事業	内容
44	地域子ども教室の推進	子どもたちの居場所づくりのために、個人ボランティアやNPO法人などによる地域の会館、学校施設、公共施設を利用した地域子ども教室を推進します。

2) 子どもや子育てに配慮したまちづくり

歩行者に配慮した道路の整備や公共交通機関の確保、公共施設のバリアフリー化など、子どもや子育てに配慮した施設整備などにより、子どもや妊産婦、親子連れが安心して外出し、社会参加できるまちづくり、当別らしいまちづくりを進めます。

①子どもや子育てに配慮した施設整備の推進

No.	事業	内容
45	道路環境の整備・充実	安心して通行・通学できる道路空間を確保するために、歩きやすい歩道などの整備や、街路灯・信号機・防護柵・標識などの交通安全施設等の整備を促進します。

②安心して外出できる交通機関の確保

No.	事業	内容
46	公共交通機関の整備	安心して外出ができるように、「地域の足」である公共交通を確保しつつ、新たな運行形態である、デマンド（予約型）バスの導入を検討します。

③子どもを犯罪などの被害から守るための活動の推進

No.	事業	内容
47	「子ども110番の家」の設置推進	子どもが危険を感じたり、被害にあった場合に駆け込める「子ども110番の家」の設置を促進するとともに住民への啓発活動の充実に努めます。

基本目標 4 子どもの心と体のバランスを育む教育環境づくり

多様な体験的学習を充実し、地域で人々とのふれあいを通して、人を思いやる「やさしさ」を身に付けるとともに、健康でたくましい体を育むことができるよう、学校、家庭、地域の連携を図り、総合教育と健全育成を推進します。また、当別町固有の豊かな自然環境を生かした環境教育や自然とのふれあいを充実し、豊かな知性や情操を育てる教育を推進します。

■ 主要施策

- 1) 就学前教育の充実
- 2) 就学児童・生徒の教育・相談体制の充実
- 3) 多様な活動・体験機会の確保

1) 就学前教育の充実

子どもの成長にとっては、集団での遊びや直接のおよび間接的体験を通じて、感性、協調性、社会性など人間形成の基礎を培うことが必要なことから、認定子ども園や保育所と連携して当別町の幼児教育を推進していきます。また、小学校への就学に向けた、連携・サポートの充実を図ります。

① 就学前教育の充実

No.	事業	内容
48	就学前教育の充実 (幼稚園・保育所等)	絵本・物語の読み聞かせ体験と読書週間の啓発を図ります。また、困り感がある子どもの教育や保育に関し適切な支援をしたり、就学時健診(知能検査)を実施し、支援を必要とする子どもについて教育相談を実施するなど、小学校との連携に努めます。

2) 就学児童・生徒の教育・相談体制の充実

自ら考え創造する力を育てる学習指導・豊かな心で実践する力を育てる生徒指導・生命を尊ぶ態度と強い身体を育てる健康安全指導の充実を図り、知・徳・体のバランスのとれた児童・生徒の育成に努めます。

また、学校や家庭、地域、行政が連携し、低年齢化する青少年の犯罪や非行を防ぎ、青少年の健全育成・児童生徒の安全確保に努めます。

①教育・相談体制の充実

No.	事業	内容
49	基礎学力の取得の促進	学習指導要領に沿った基礎・基本を定着させ「知・徳・体」のバランスのとれた力の育成を図ります。
50	特色ある教育活動の推進	豊かな心を持ち、たくましく生きる人間となるよう地域に親しみ郷土を愛する勤労・伝承体験活動教育、ボランティア教育、国際理解、情報教育など創意に富む特色ある教育活動を推進します。
51	障がいなどのある児童生徒の教育の充実	児童生徒の特性に応じた適正な教育環境を整えるために、特別支援教育を推進し、幅広い交流活動を進めるなど、特別支援教育の充実を図ります。
52	交通安全教育の推進	新入学児童を対象とした交通安全教室、自転車の正しい乗り方などの交通のマナーを指導する交通安全教室など、交通安全教育を推進します。
53	思春期保健対策の充実	子どもの発達段階に応じて、医療機関・保健機関などと連携を深めながら、性や性感染症の教育、喫煙や薬物に関する正しい知識の普及・啓発を図っていきます。また、道と連携を密にして充実を図ります。

②関係機関の連携の強化

No.	事業	内容
54	相談・指導体制の充実	学校と家庭、地域社会、関係機関と連携し、生徒指導や教育相談体制の充実と問題の未然防止の啓発などに努めます。
55	いじめ・不登校などについての対応の強化	アンケート調査を通して個に応じた成長への支援を推進します。また、心の成長と心のあり方に関わる問題を、解決へ導くスクールカウンセラーの配置や、不登校児童生徒の学校復帰を支援するため適応指導教室への通級を促進します。

③学校施設・設備の整備

No.	事業	内容
56	教材・設備の整備	学校図書や教育教材の充実、教育用コンピュータの整備を図るとともに、教育内容の多様化に対応した多目的スペースや特別教室の整備を進めます。

3) 多様な活動・体験機会の確保

次代を担う子どもが心豊かに、たくましく生きる人間に成長することを基本とし、学外活動として多世代や異文化と触れ合いながら、個性を伸ばし創造性を育み、自ら学ぶ意欲と自然や郷土文化、地域社会への理解を深めるための体験の場や機会づくりに努めます。

① P T A活動の推進

No.	事業	内 容
57	ふれあい活動の促進	人材バンクの整備充実を図り、P T A主体的活動での活用を促進することにより、親子工作、親子レクリエーション、リサイクル活動、ミニ運動会、親子音楽鑑賞会、バザー、子育てワンポイント広場、子育て講座、花の委員会、各種研修会など、親と子、教師、地域住民のふれあいを深めるさまざまな活動を支援します。

② スポーツ活動の推進

No.	事業	内 容
58	小学生のスポーツ活動の推進	ジュニア水泳教室やスポーツ体験教室、総合型地域スポーツクラブによるスポーツ教室やスポーツイベントなど、気軽にスポーツに取り組めるよう小学生対象のスポーツ事業を実施するほか、スポーツを通じた青少年の健全育成を促進するために、スポーツ少年団の活動を支援します。
59	親と子のふれあいの機会の拡充	親子で気軽に参加できる活動機会の提供を図ります。
60	自然体験学習事業の拡充	キャンプなど、野外での自然体験学習の充実を図ります。

③ 文化活動の推進

No.	事業	内 容
61	ブックスタートの開催	絵本を手渡し、読み聞かせの大切さや方法などを伝えながら、親子のつながりを深めるきっかけづくりを推進します。読み聞かせサークルの協力により、読み聞かせ指導や子育て相談を実施します。
62	子育てを考えるつどいの開催	幼児の父母を対象に、子育てやしつけについて学習する機会を設け、子育てのあり方考える機会を提供します。

④地域活動の促進

No.	事業	内 容
63	子ども会・育成会への支援	子ども会リーダー及び育成指導者研修会、ジュニアリーダー研修会など指導者やリーダーの養成に努め、地域で世代を超えた交流の場としての子ども会の活動の活性化を支援するとともに、スーパードッジボール大会や新春子どもかるた大会など、各地域の子ども同士の交流を支援します。
64	ボランティア活動の促進	ジュニアリーダー活動などをおし、子どもたちのボランティア活動を促進し、奉仕の心を育みます。
65	各種発表会の開催	町の小中高校生を対象に、少年の意見発表会や青少年健全育成町民の集いを開催し、日常の生活の中から感じていることを発表する機会を提供するとともに、健全育成に必要な知識を深めます。

基本目標5 子どもや子育てに関する意識づくり

女性の出産、子育てに対する不安や負担が軽減されるよう、家庭における男女共同参画の考え方を普及していくとともに、地域全体で子どもを育てる意識づくりを進め、子育て家庭への支援の輪を広げていくよう努めます。

■ 主要施策

1) 家庭と地域の「子育て力」の育成・強化

1) 家庭と地域の「子育て力」の育成・強化

家庭においても、父親と母親との男女共同参画の意識と実行が基本ですが、社会全体においては未だ男性の家事・育児への参加度合いが低いのが現状です。家庭における男女共同参画意識を向上していくとともに、それを支える地域の子育て支援の輪を広げていくよう努めます。

①地域の子育て支援

No.	事業	内容
66	子どもに関わる地域の体制の整備	学校教育活動充実のため、学習支援、読み聞かせ指導、安全指導、環境整備など、学校が必要とする活動について、地域住民をボランティアとして派遣します。
67	青少年育成指導者の養成	地域における青少年を育成し、活動を支援する青少年育成指導者の養成を推進します。

②男女共同参画による子育ての推進

No.	事業	内容
68	男性の家庭づくりへの積極的参画の推進	学校教育活動充実のため、学習支援、読み聞かせ指導、安全指導、環境整備など、学校が必要とする活動について、地域住民をボランティアとして派遣します。

基本目標6 子どもの権利を尊重する意識づくり

子ども一人ひとりの利益が最大限尊重されるよう、「児童の権利に関する条約」の普及、子どもの視点や意見をまちづくりに反映されるための取り組みを進めるなど、子どもの権利を尊重する社会の育成に努めます。

■ 主要施策

1) 児童の権利を尊重する社会環境の育成

1) 児童の権利を尊重する社会環境の育成

子どもの人権の尊重については、児童の権利に関する条約をはじめ、児童憲章、児童福祉法、教育基本法などにおいても明記されています。しかしながら、日常生活ではその認識はまだ希薄であり、子どもたちを取り巻く環境には、いじめや不登校、家庭内の虐待問題、非行化の温床などさまざまな問題があり、その傾向はますます強まりを見せています。

次代を担う子ども一人ひとりを尊重し、健全に育てていくことの大切さへの理解を深め、社会全体で育てていく、子どもにやさしいまちづくりの実現に努めます。

① 「児童の権利に関する条例」の普及

No.	事業	内容
69	「児童の権利に関する条約」の普及	子どもの権利を尊重し、子どもがのびのび、生き生きと育つ社会づくりをめざして、「児童の権利に関する条約」の啓発・広報を図り普及に努めるとともに、人権教育事業を推進します。
70	児童虐待への対応強化	児童相談所、保健所、警察、保育所、幼稚園、学校、親や家族等の関係者、主任児童委員などの連携を強化し、要保護児童対策地域協議会を中心に問題解決にあたります。

第2節 計画の推進体制

1 計画の推進にあたっての役割分担と連携

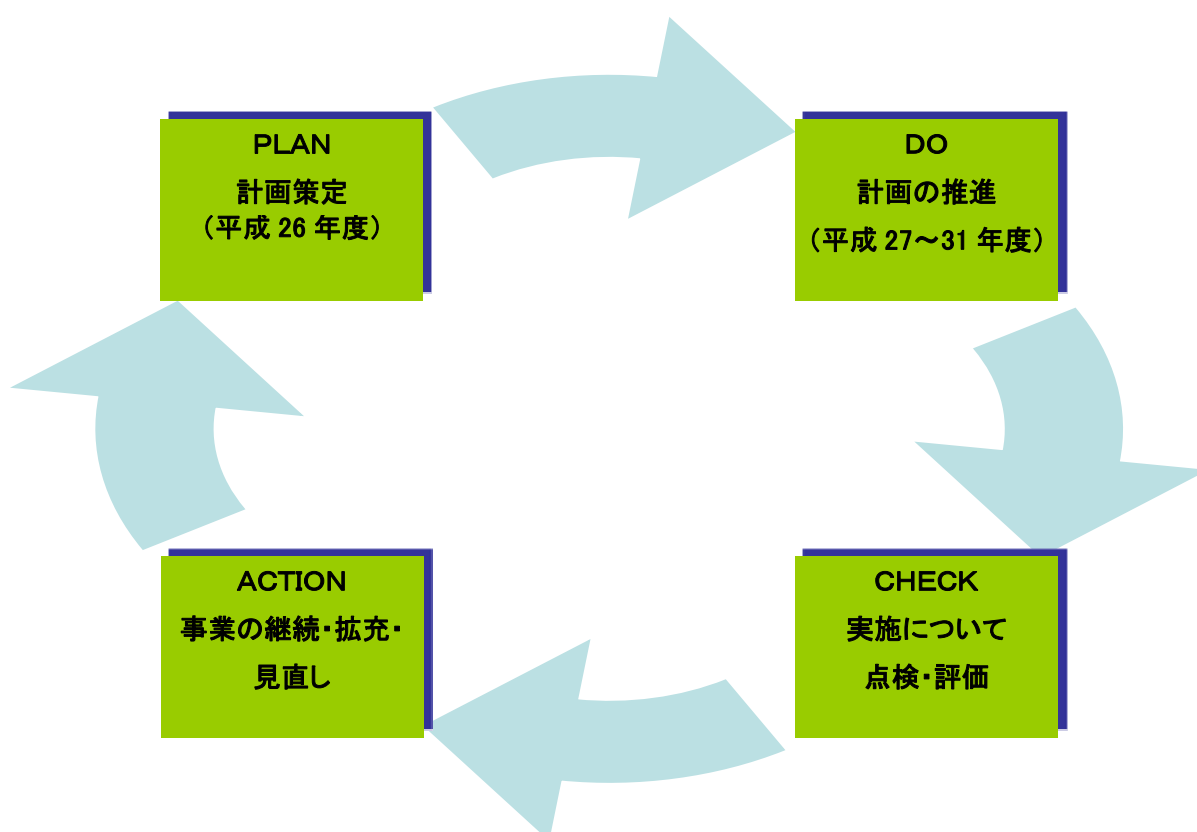
各施策については、庁内主管課及び関係各課において推進し、年度毎に各事業の進捗状況を把握していきます。

施 策	事 業	担当課・関係機関
<p>①庁内推進体制の整備</p> <p>子ども・子育て支援事業計画の進捗状況については年度毎にその進捗状況等を把握し、計画を総合的に推進するため、庁内連携を強化し、担当者による情報共有を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 庁内担当部署の連携強化 ・ 庁内担当者の情報共有 	<p>子育て推進課 関係各課</p>
<p>②事業計画進捗状況の評価と公表など</p> <p>行政とは別の視点から計画の進捗状況を定期的に検証・評価するとともに、必要に応じて関係団体などから意見聴取を行い、施策展開への反映を図ります。</p>	<p>事業計画進捗状況の評価等</p>	<p>子ども・子育て会議</p>

2 進行管理

本計画の策定に向けて、学識経験者、子育ての当事者（保護者）や支援者、保育・教育関係者などから構成される「当別町子ども・子育て会議」を設置し、子ども・子育て支援施策の総合的・計画的な推進に関して必要な事項や施策の実施状況を調査審議する場として議論を行ってきました。

計画策定後も、計画の実施状況の進行管理や評価について、「※PDC Aサイクル」の流れに沿い、「当別町子ども・子育て会議」で継続的に審議を行っていきます。



※PDC Aサイクル：政策の策定から見直しまでを一貫し、円滑に進めるための手法の一つで、Plan（計画）→Do（実行）→Check 評価）→Action（改善）の4段階を繰り返すことにより、政策実行を継続的に改善し、次期の政策策定等へ反映させる。

資料編

第1節 条例

第2節 計画策定の経過

第3節 子ども・子育て会議委員名簿